

遠賀町内遺跡詳細分布調査報告書

遠賀町文化財調査報告書 第19集

2013年

遠賀町教育委員会

序

福岡県の北部に位置する遠賀町は、東に流れる遠賀川と西の遠賀山系に挟まれた、東西5km、南北9km、面積22.14km²の町です。町域の大半が遠賀川の沖積作用により形成された沖積層からなる平地であり、縄文時代には古遠賀潟と呼ばれる内湾部に当たります。この遠賀川の流路は幾度となく変化してきましたが、河川の堆積物と有機堆積物で形成された平地部は肥沃な地質となっており、豊かな水の恩恵を受けて古くから農業を基盤とする文化が育まれてきました。

これまで町内で行われた発掘調査の成果により、古くは約2万年前の旧石器時代から遠賀人の足跡が刻まれていることが明らかとなっております。古墳時代には遠賀川の下流域で最古の前方後円墳である島津・丸山古墳が築かれ、古代には大宰府に通じる西海道の駅家・島門駅や天平12年(740年)に大宰少弐藤原広嗣が挙兵時に拠点とした遠賀郡衙の関連施設が発見されるなど、地理的条件を鑑みましても、当地は当時の人々に要地として認識されていたものと考えられます。

このように、町内に所在する埋蔵文化財は往古の歴史を復元する上で重要な文化財となりますが、各種の開発事業によってその保全が脅かされる事態が見られるようになってきました。埋蔵文化財は郷土の先人が土地に刻んだ文化の証であり、現代に生きる私たちに残された貴重な財産であり、可能な限り保護に努めて後世に伝えていかなければならないものであります。

遠賀町教育委員会では、これまでに蓄積された各種調査の成果に加え、平成23年度に町内で埋蔵文化財が所在する可能性が高い地域を対象とした町内遺跡の分布調査を実施しております。本書はその成果を集成したものであり、今後の開発事業と埋蔵文化財の保護との調整やその周知はもとより、地域の文化遺産の保存と活用、地域史研究など、諸方面での活用に寄与しうるものと考えております。

本書が埋蔵文化財に対する保護意識の掲揚および学術普及の一助となれば幸いです。

平成25年3月31日

遠賀町教育委員会
教育長 中尾 治実

例言

1. 本書は、遠賀町が国・県の補助をうけて平成23年度に実施した「町内遺跡詳細分布調査」の成果をまとめた報告書である。
2. 本調査は、遠賀町教育委員会が主体となり実施した。
3. 本書の中で『遺跡分布地図』として使用した各地区の分割図は、遠賀町役場が作成した「遠賀町都市計画図」(1/2,500)を基本とし、埋蔵文化財包蔵地の範囲と過去の子備調査の成果を追記して縮尺を1/6,000に統一して作成した。各図はいずれも国土調査法第Ⅱ座標系に対応し、図の上部は座標北を示す。
4. 本書で用いた文化財番号や遺跡名は、1993年に遠賀町教育委員会が作成した『遺跡詳細分布調査報告書』で使用したものを整理している。前報告書では埋蔵文化財以外の文化財にも番号が付されて登録されていたこともあり、本報告書の作成を契機として、埋蔵文化財のみで番号を付した。
5. 本書に掲載された埋蔵文化財包蔵地は、全て文化財保護法に定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」である。ただし、埋蔵文化財は大半が地下に埋没しているという性質上、地表面の観察だけではその存在が十分確認できないものもある。本書に掲載されていない場所であっても、開発事業に際しては埋蔵文化財への配慮が必要となる。
6. 今回の町内遺跡分布調査で採集した各種の遺物および写真・図面等の資料は、遠賀町教育委員会で管理・保管している。
7. 平成23年度から24年度までの本事業の組織は次の通りである。

遠賀町教育委員会 教育長	平成23年度 大村 信義(～H.23.12) 中尾 治実(H.24.1～)	平成24年度 中尾 治実
生涯学習課長	松井 京子	松井 京子
社会教育係長	鎌田 清一	小西 政明
社会教育係(庶務)	平野 隆之	平野 隆之
調査・報告書担当	平野 隆之 武田 光正(再任用)	平野 隆之 武田 光正(再任用)
分布調査従事者	安藤 けい子 井口 弘光 高野 俊子 田中 典子	岩崎 靖夫 高野 清美 寺本 逸男 村井 里美
整理作業従事者	久保田 節子 藤井 律花	村井 里美

8. 本書の執筆・編集は平野が行った。

目次

序	
例言	
第Ⅰ章 調査の経緯	1
1 調査に至る経緯及び目的	1
2 調査の方法及び概要	1
第Ⅱ章 町内遺跡分布地図	2
町内遺跡一覧表	19
町内遺跡発掘調査報告書一覧	22
第Ⅲ章 参考資料【遠賀町内の指定文化財】	24
第Ⅳ章 埋蔵文化財の取り扱いに関する手続き	25
第Ⅴ章 関係法令	27
文化財保護法	27
遠賀町文化財保護に関する条例	29

第Ⅰ章 調査の経緯

1 調査に至る経緯及び目的

遠賀町の埋蔵文化財については、古くは1977年に福岡県教育委員会が作成した『福岡県遺跡等分布地図』が基礎となり、1993年に遠賀町教育委員会が開発事業と文化財保護との調整を目的に作成した『遺跡分布調査報告書』の中でまとめられています。

しかし、この調査報告書の刊行から20年近くを経た現在、この間の開発事業等で埋蔵文化財包蔵地の範囲が大きく変化した地域や、新たに発見されたものも見受けられるようになり、当時の資料で開発事業との調整を行うことが困難な状況になってきました。埋蔵文化財が地下に埋もれた文化財という性質がある以上、地表面から所在を把握するのは容易ではありませんが、もともとの地形の在り方や、これまでに行われた発掘調査や試掘・確認調査等の予備調査の成果から、ある程度の状況を把握することは可能となります。

そのため、開発事業との調整の際に基礎資料となる詳細な情報を掲載した遺跡地図を作成するため、国庫補助事業として平成23年度から24年度までの2カ年計画で町内の遺跡詳細分布調査を実施することとなりました。

2 調査の方法及び概要

現在の遠賀町の平地の大半は古遠賀潟と呼ばれる内海であったことが地質調査や過去の予備調査等から判明していたことから、調査対象地は過去の分布調査の結果、遺跡が所在する可能性が高い丘陵地を中心としています。平成23年度に町内遺跡の分布調査を行い、平成24年度に全体の補則調査と総合的な整理作業及び報告書の作成を実施しました。

分布調査は踏査による遺物採集と地形観察を中心に行い、土地所有者の同意を得たところについては、一部試掘・確認調査を行いました。調査時には遠賀町が作成した都市計画図に周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を転記して縮小したものと、遺跡台帳のコピーを携帯し、作業員最大8人で踏査を行うとともに遺物採集地点の記入を行いました。

調査は地形観察に適した、下草の少なくなる10月から実施し、同年度に予定していた自然崩壊本調査を行う鬼津地区では一部地形測量図を作成、翌年の3月には既知の埋蔵文化財包蔵地を主な対象とした分布調査と一部採集遺物の整理作業が終了しました。

今回の分布調査の対象としたのは埋蔵文化財の包蔵地ですが、調査時にはこれまで詳細がわからなかった炭坑関係の関連施設や石塔などの有形文化財も発見しております。本書にそれらについての資料は掲載していませんが、今後何らかの形で周知していく必要があります。





遠賀町遺跡分布地図分割索引

第Ⅱ章 町内遺跡分布地図

凡例・全体図

遠賀町内における現地踏査や試掘調査等の結果に基づき、町内遺跡分布地図は以下の要領で作成している。

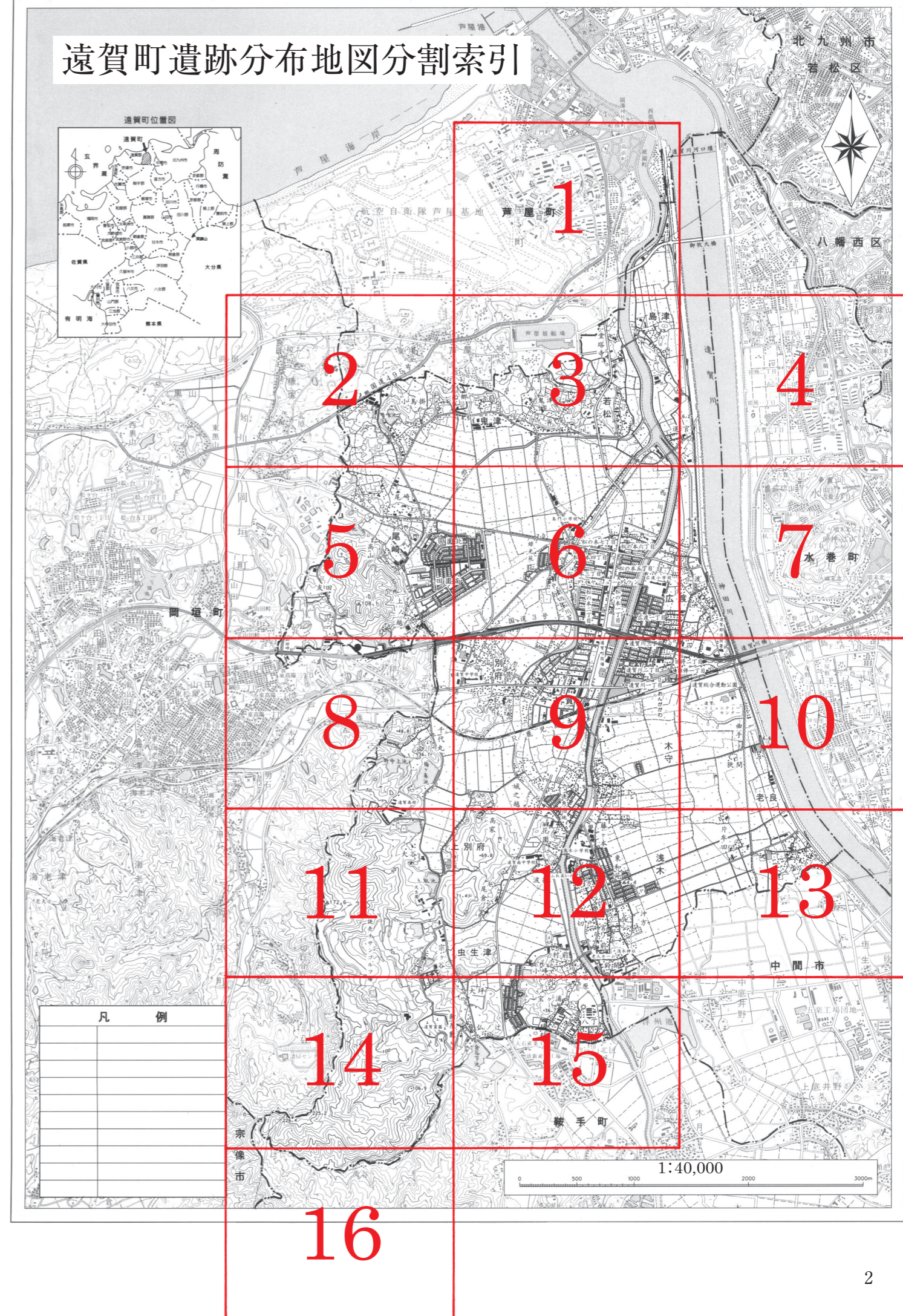
周知の埋蔵文化財包蔵地については赤色で示し、すでに消滅あるいは試掘・確認調査等の予備調査の結果、遺跡が所在しないところを青色で示している。

-  埋蔵文化財包蔵地の範囲
-  発掘調査を実施した範囲
-  過去の開発で既に消滅、あるいは遺跡が所在しないと思われる範囲
-  試掘・確認調査等の予備調査の結果、遺跡が所在しない範囲

包蔵地の範囲を示すものについては、福岡県と遠賀町が過去に作成した分布調査報告書等に基づき、山間部を除いて十分な現地調査を行った上での判断であるが、土地に埋もれた埋蔵文化財の性質上、その範囲についてはおおよその範囲となっている。

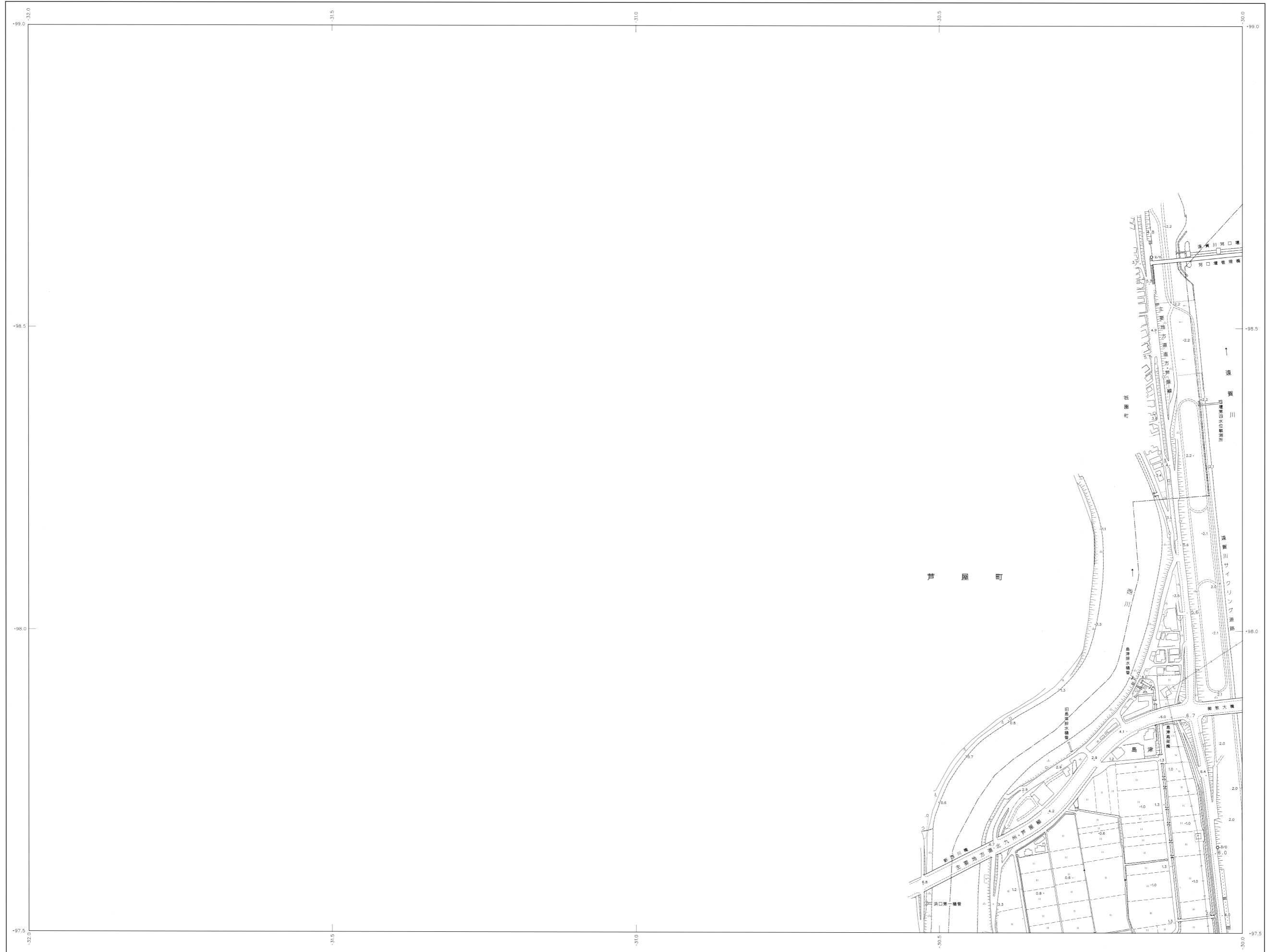
次頁以降に、右の分割図に従って遠賀町内の遺跡分布地図を掲載している。埋蔵文化財包蔵地については37001より番号を付しており、遺跡名を図郭の右に記した。各遺跡の詳細については、後に遺跡一覧表を付しているのので、そちらを参照していただきたい。

なお、本書に掲載した埋蔵文化財包蔵地が遠賀町内に存在する全ての包蔵地を網羅しているものではなく、平成24年度12月までに行われた現地踏査や発掘調査、試掘・確認調査等の予備調査で存在が確認されているものに限られている。埋蔵文化財は、地表面の観察だけでは発見されない場合が多く、今回掲載した以外にも多くの埋蔵文化財が残されている可能性が高いため、土木工事等の計画にあたって本書を活用する場合には注意が必要である。



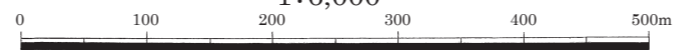
凡 例	

遠賀町遺跡分布地図 - 1



		1	
2	3	4	
5	6	7	
8	9	10	
11	12	13	
14	15		
16			

1:6,000

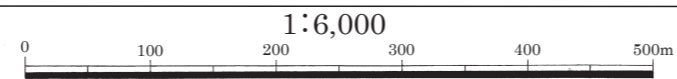
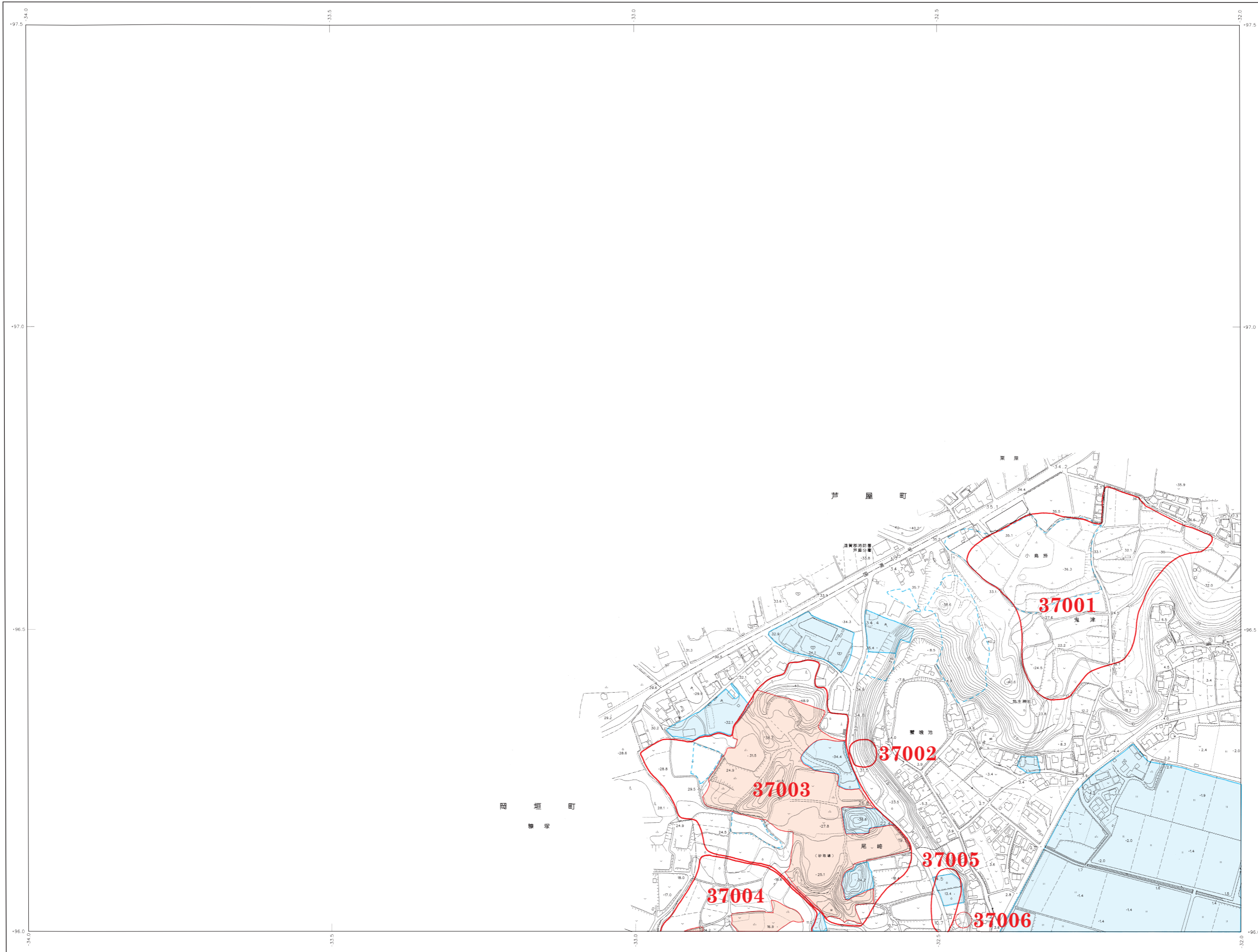


遠賀町遺跡分布地図 - 2

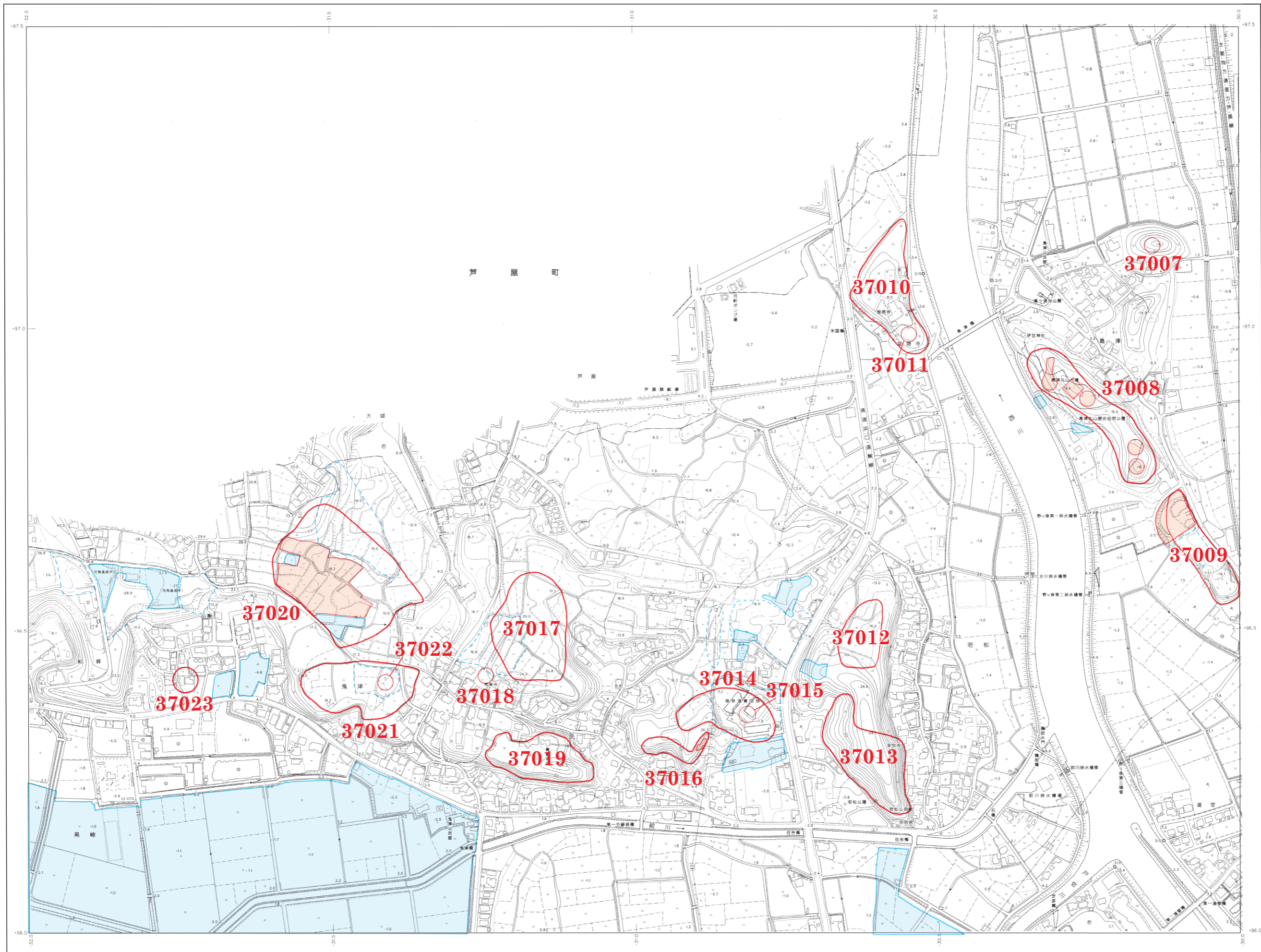
	1	
2	3	4
5	6	7
8	9	10
11	12	13
14	15	
16		

文化財等の名称

- 37001 小鳥掛遺跡
- 37002 尾崎貝塚
- 37003 尾崎・天神遺跡
- 37004 金丸遺跡
- 37005 蟹喰遺跡
- 37006 蟹喰古墳



遠賀町遺跡分布地図 - 3



1		
2	3	4
5	6	7
8	9	10
11	12	13
14	15	
16		

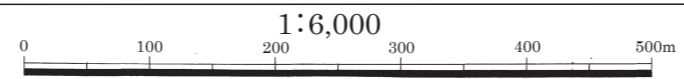
文化財等の名称

- 37007 五六古墳
- 37008 島津・丸山古墳群
- 37009 島津・塚の元古墳群
- 37010 堂塔寺遺跡
- 37011 堂塔寺古墳
- 37012 上の段遺跡
- 37013 鳥見山遺跡群
- 37014 杉の本遺跡
- 37015 杉の木古墳
- 37016 鬼津横穴墓群
- 37017 城塚遺跡
- 37018 西ノ口古墳
- 37019 矢倉遺跡
- 37020 菜畑遺跡
- 37021 力間口遺跡
- 37022 力間口古墳
- 37023 船郷貝塚

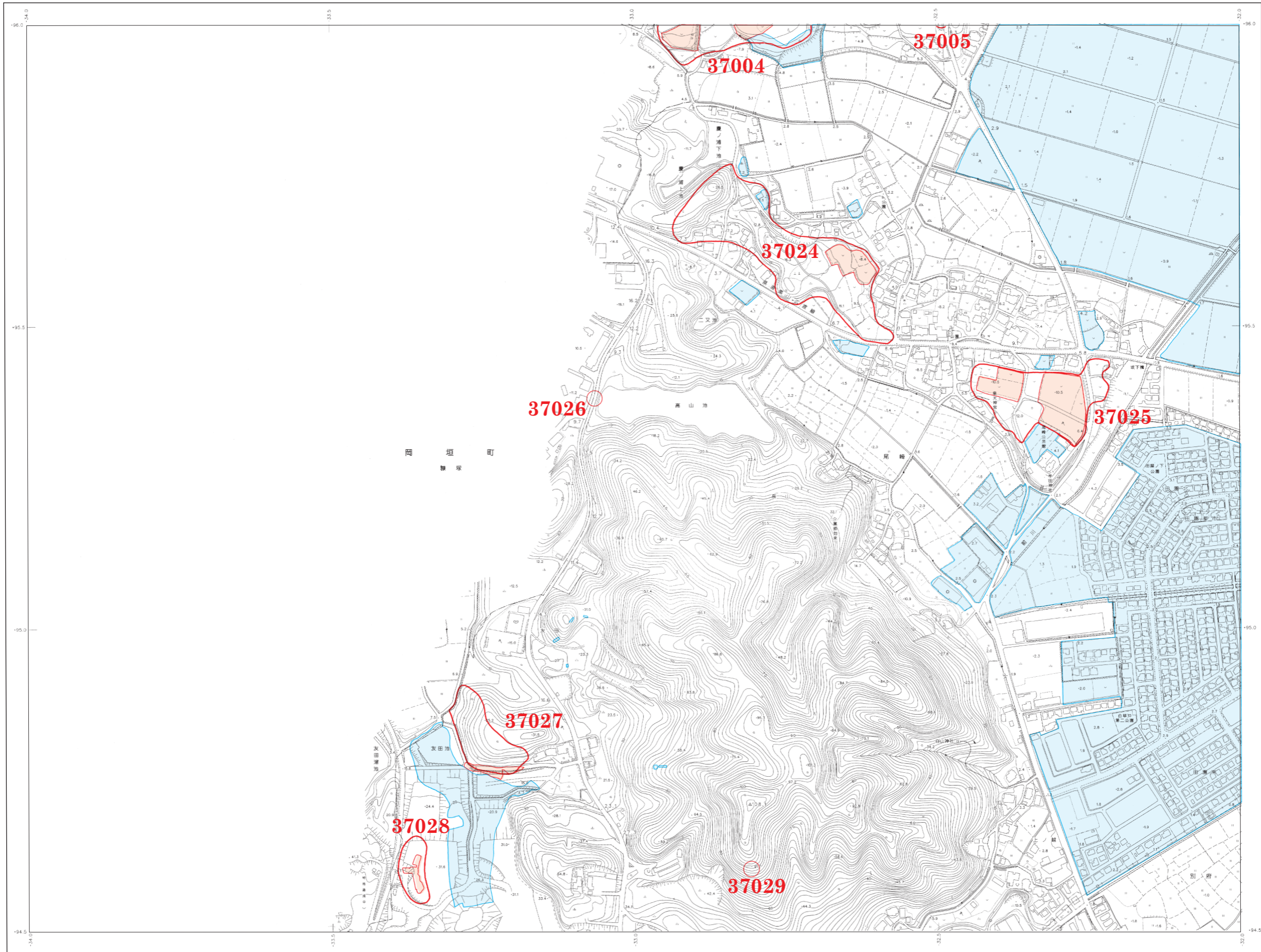
遠賀町遺跡分布地図 - 4



	1	
2	3	4
5	6	7
8	9	10
11	12	13
14	15	
16		



遠賀町遺跡分布地図 - 5



1		
2	3	4
5	6	7
8	9	10
11	12	13
14	15	
16		

文化財等の名称

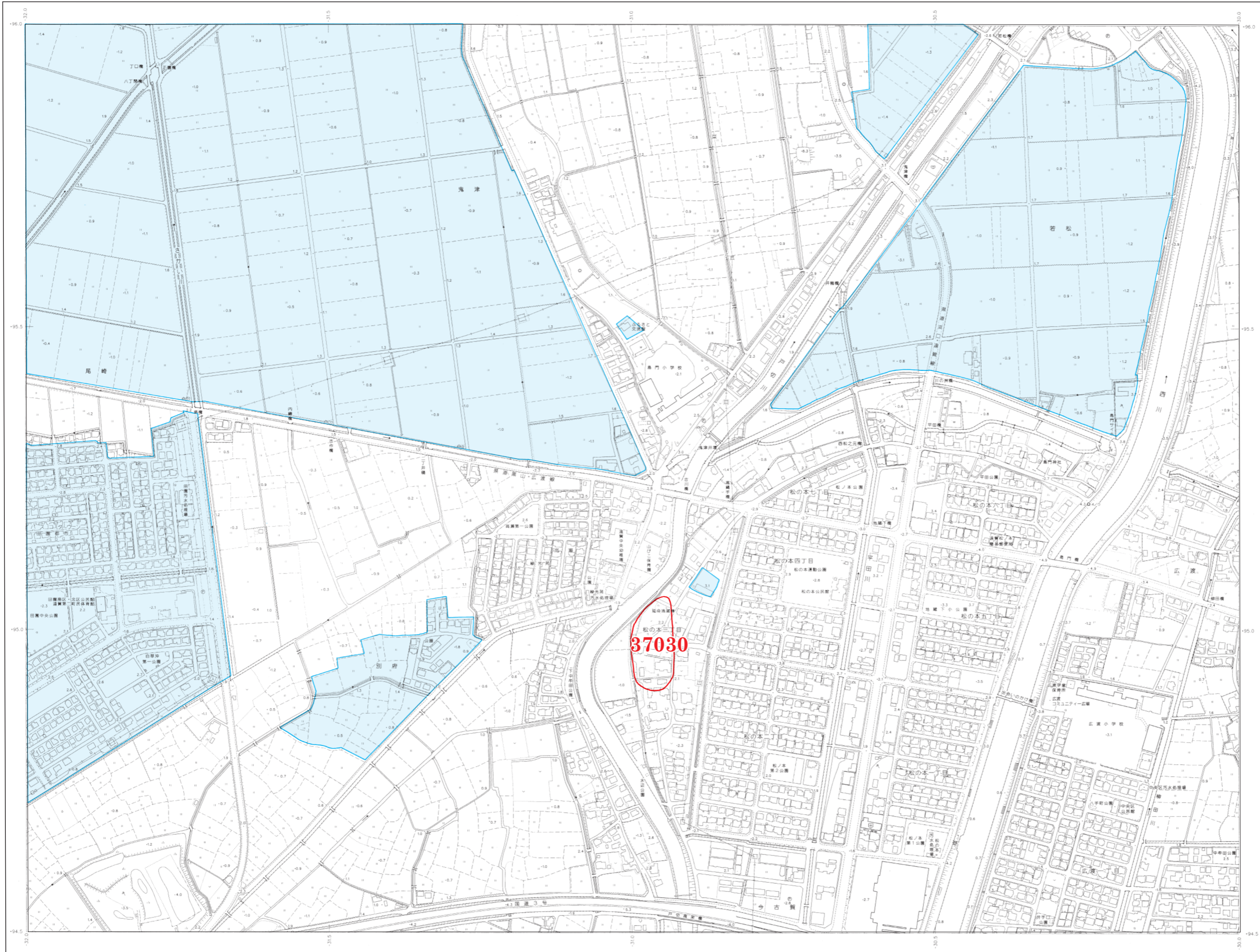
- 37004 金丸遺跡
- 37005 蟹喰遺跡
- 37024 慶ノ浦遺跡
- 37025 先野々遺跡群
- 37026 高山池窯跡
- 37027 尾崎・友田遺跡
- 37028 尾崎・友田遺跡B地点
- 37029 上ノ越首塚

遠賀町遺跡分布地図 - 6

1		
2	3	4
5	6	7
8	9	10
11	12	13
14	15	
16		

文化財等の名称

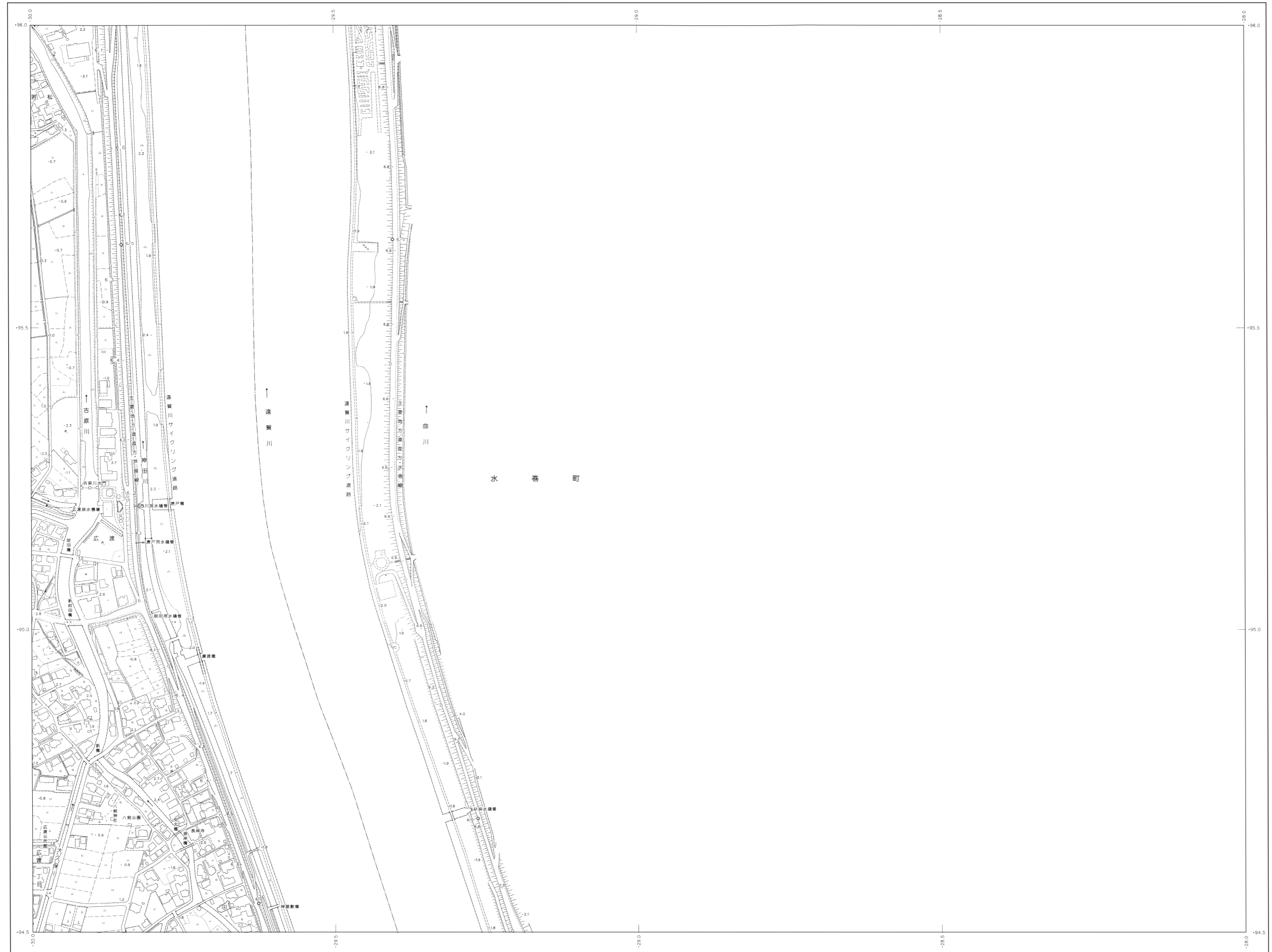
37030 松ノ元遺跡



1:6,000

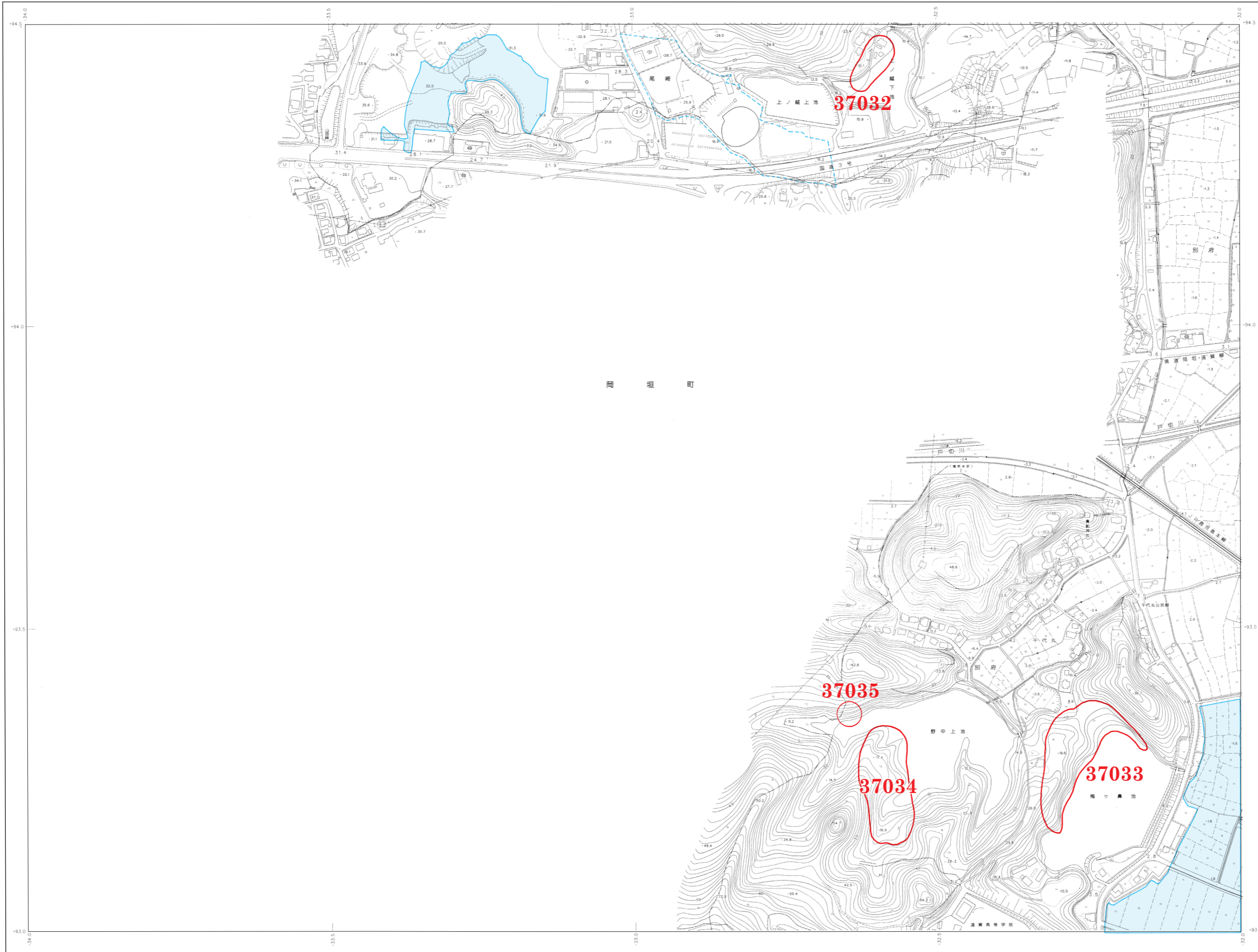


遠賀町遺跡分布地図 - 7



	1	
2	3	4
5	6	7
8	9	10
11	12	13
14	15	
16		

遠賀町遺跡分布地図 - 8

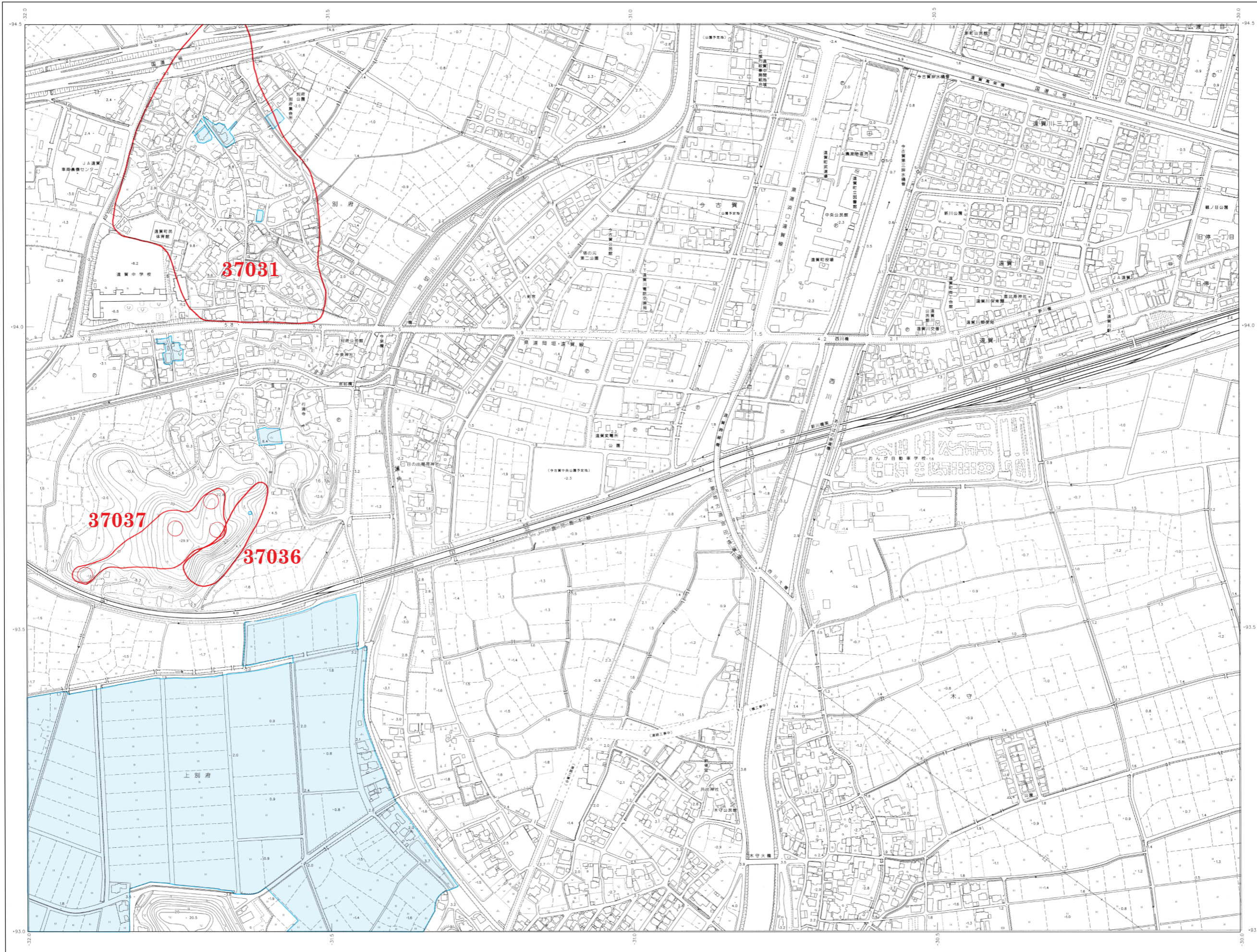


	1	
2	3	4
5	6	7
8	9	10
11	12	13
14	15	
16		

文化財等の名称

- 37032 上ノ越遺跡
- 37033 千代丸遺跡
- 37034 野中上池遺跡
- 37035 野中遺跡

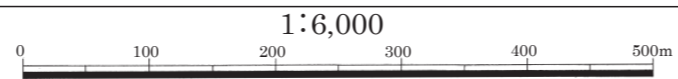
遠賀町遺跡分布地図 - 9



1
2 3 4
5 6 7
8 9 10
11 12 13
14 15
16

文化財等の名称

- 37031 別府遺跡
- 37036 南山遺跡
- 37037 南山古墳群



遠賀町遺跡分布地図 - 11

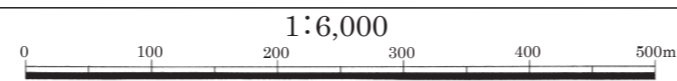


西 橋 町

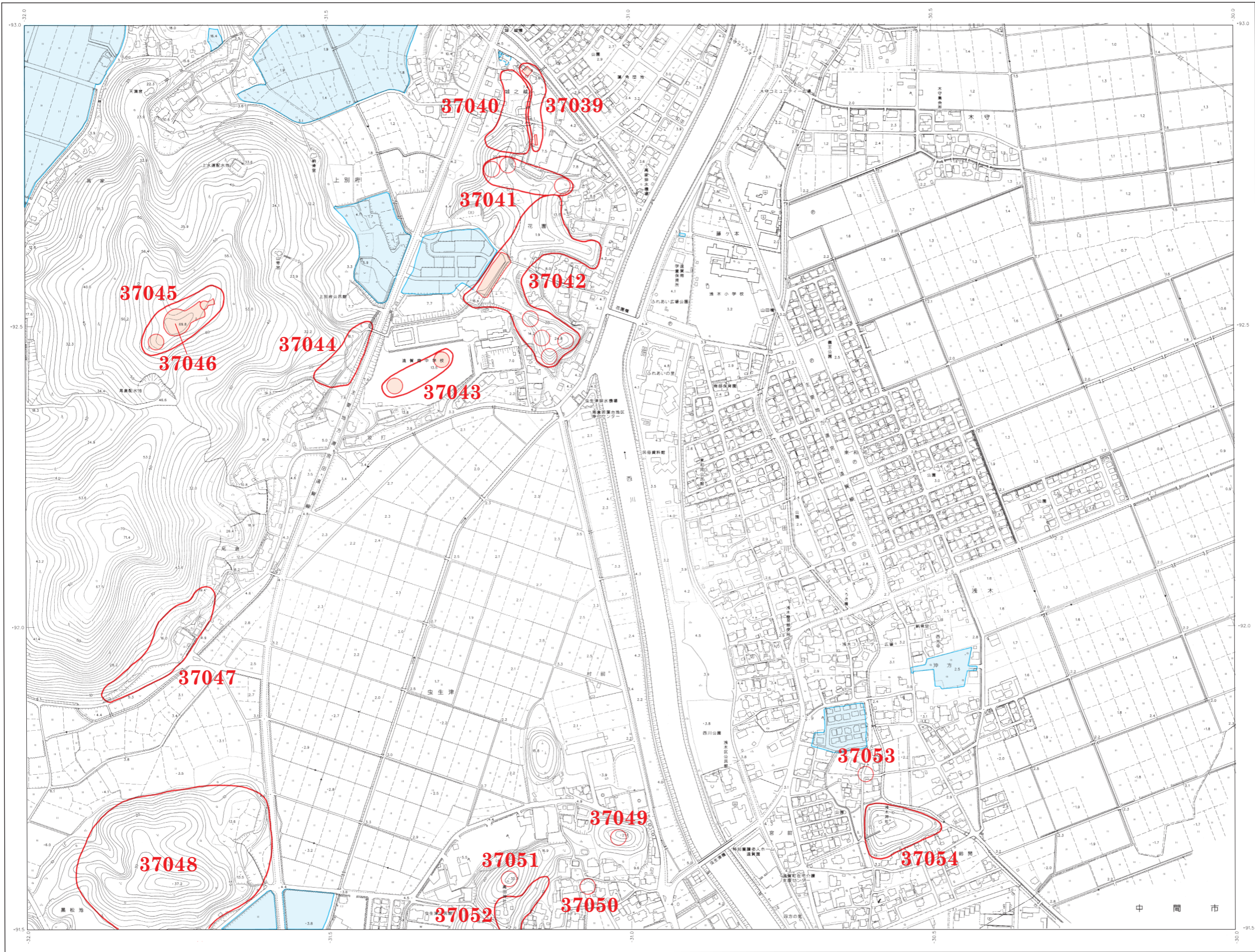
1		
2	3	4
5	6	7
8	9	10
11	12	13
14	15	
16		

文化財等の名称

37038 土取池遺跡



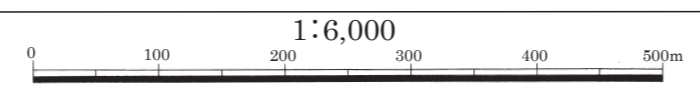
遠賀町遺跡分布地図 - 12



1		
2	3	4
5	6	7
8	9	10
11	12	13
14	15	
16		

文化財等の名称

- 37039 城ノ越貝塚
- 37040 城ノ越遺跡
- 37041 城ノ越古墳群
- 37042 花園遺跡群
- 37043 波打古墳群
- 37044 尾倉北遺跡
- 37045 豊前坊古墳群
- 37046 豊前坊経塚
- 37047 尾倉遺跡
- 37048 黒松遺跡
- 37049 川端古墳
- 37050 虫生津貝塚
- 37051 高田宮古墳
- 37052 虫生津遺跡
- 37053 浅木横穴
- 37054 浅木神社境内遺跡



遠賀町遺跡分布地図 - 13



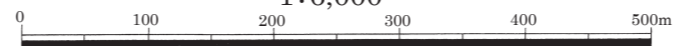
1		
2	3	4
5	6	7
8	9	10
11	12	13
14	15	
16		

文化財等の名称

- 37055 美原遺跡
- 37056 老良貝塚
- 37057 妙雲寺貝塚

中間市

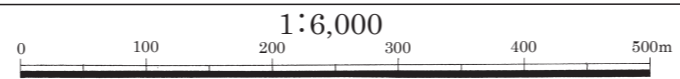
1:6,000



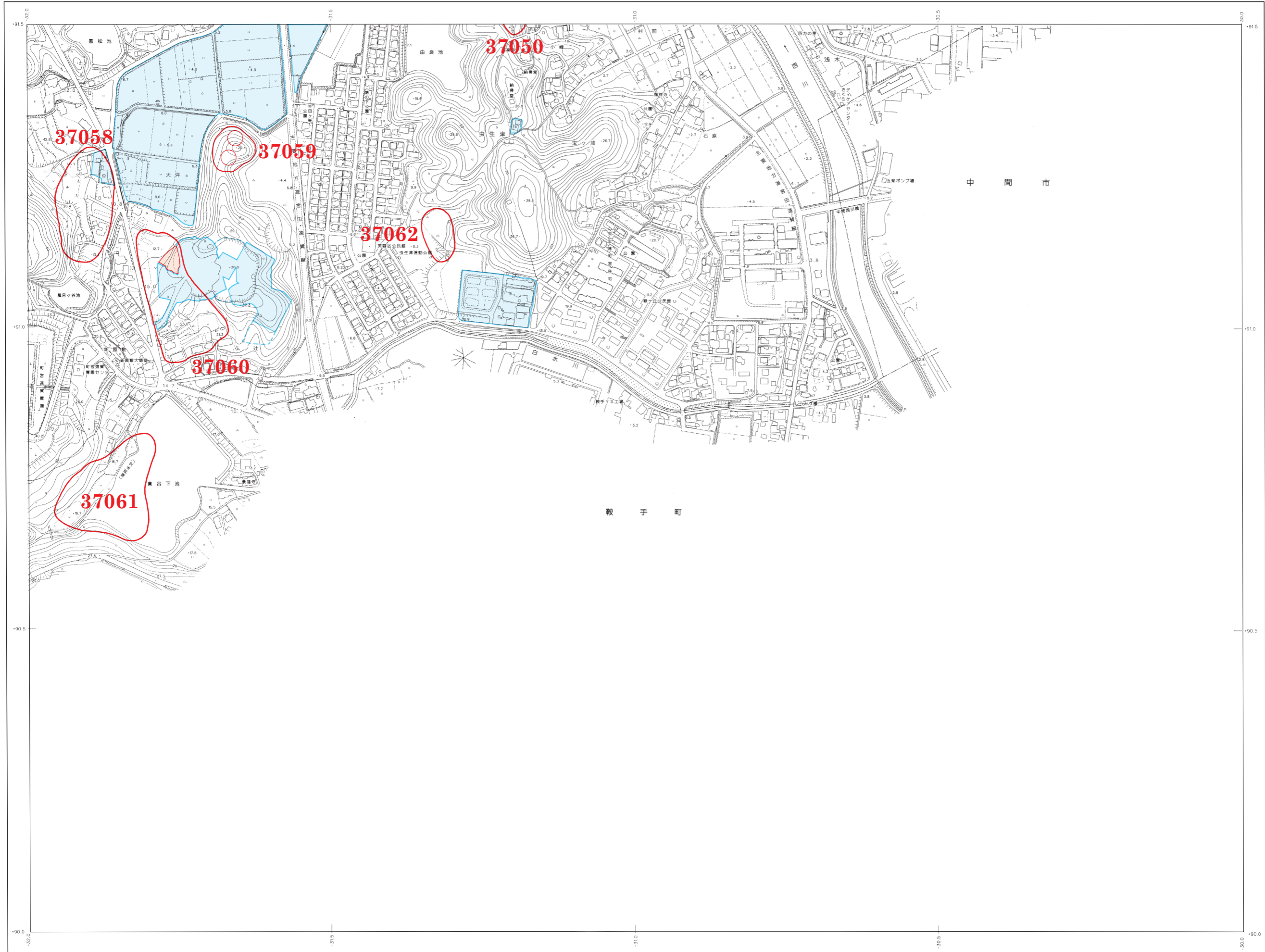
遠賀町遺跡分布地図 - 14



	1	
2	3	4
5	6	7
8	9	10
11	12	13
14	15	
16		



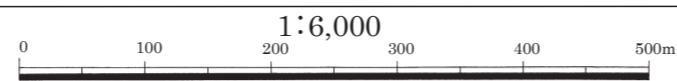
遠賀町遺跡分布地図 - 15



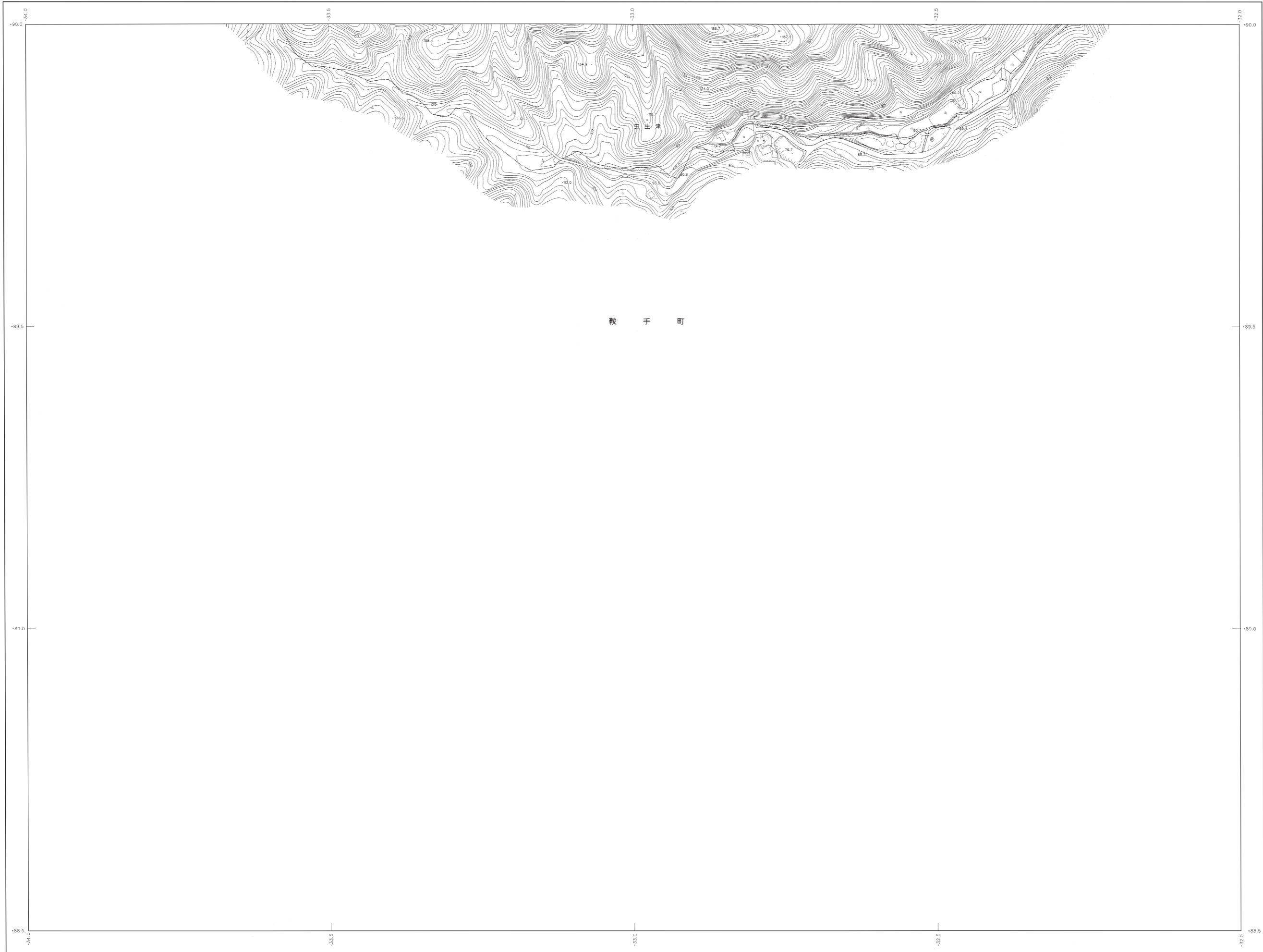
1		
2	3	4
5	6	7
8	9	10
11	12	13
14	15	
16		

文化財等の名称

- 37050 虫生津遺跡
- 37058 風呂ヶ谷遺跡
- 37059 新屋敷古墳群
- 37060 仏ノ辻窯跡
- 37061 倉谷下池遺跡
- 37062 打越遺跡



遠賀町遺跡分布地図 - 16



	1	
2	3	4
5	6	7
8	9	10
11	12	13
14	15	
16		



町内遺跡一覧表①

番号	遺跡の名称	種別	所在地	時代	概要	図幅名	県番号 (1977)	旧遠賀 番 号 (1993)	備考	参考文献			
37001	ことりかけいせき 小鳥掛遺跡	散布地	鬼津字小鳥掛	弥生～鎌倉時代	平坦な丘陵の緩斜面に所在。	折尾	370030	30					
				弥生時代				101					
				古墳～鎌倉時代									
37002	おぎきかいづか 尾崎貝塚	貝塚	尾崎字向原	弥生時代	丘陵の緩斜面に所在していたが、住宅建設により消滅。	折尾	370032	32	消滅				
37003	おぎき・てんじんいせき 尾崎・天神遺跡	集落跡	尾崎字天神・馬場久保	旧石器～平安時代	丘陵の緩斜面に所在する古墳時代を主体とする製鉄関連の集落跡。郷・里長の居館跡と考えられる建物群も検出されている。	折尾	370031	31	砂取事業のため、調査範囲内の遺跡は全て消滅	『尾崎・天神遺跡Ⅰ』～『尾崎・天神遺跡Ⅴ、金丸遺跡Ⅱ』			
37004	かなまるいせき 金丸遺跡	集落跡	尾崎字金丸	弥生～平安時代	尾崎・天神遺跡の南の丘陵緩斜面に隣接する。官衙の正倉と考えられる建物跡が検出される。	折尾		102	砂取事業のため、調査範囲内の遺跡は全て消滅	『金丸遺跡』、『尾崎・天神遺跡Ⅴ・金丸遺跡Ⅱ』			
37005	がにほみいせき 蟹喰遺跡	散布地	尾崎字蟹喰	弥生時代	平坦な丘陵の端部、集落跡、貯蔵穴	折尾	370033	33					
37006	がにほみこふん 蟹喰古墳	円墳	尾崎字蟹喰	古墳時代	平坦な丘陵の端部に小円墳が所在していたといわれる。	折尾	370034	34	消滅？				
37007	こらくこふん 五六古墳	円墳	島津字坪ノ内	古墳時代	低丘陵上、径約15m	折尾	370001	1					
37008	しまづ・まるやまこふんぐん 島津・丸山古墳群	古墳群	丸山古墳	前方後円墳	南北に伸びる独立小丘陵上に所在。いずれも主体部は未調査。全長56.5m。古式の前方後円墳。辺長17m、高さ1.8m。古墳群の造墓の契機となった可能性あり。径15m、高さ1.8m。	折尾	370002	2	単独で遠賀町指定文化財(史跡)	『島津・丸山古墳群』			
				丸山2号墳				方墳			88		
				丸山3号墳				円墳			89		
				こぶるの 小古野1号墳				円墳			370003	3	古墳群として遠賀町指定文化財(史跡)となる。
				小古野2号墳				円墳			370004	4	
				37009				しまづ・つかのもとこふんぐん 島津・塚の元古墳群			古墳群	塚の元1号墳	円墳
塚の元2号墳	370006	6											
塚の元3号墳	370007	7											
塚の元4号墳	370008	8											
37010	どうとうじいせき 堂塔寺遺跡	散布地	若松字堂塔寺	室町時代	低丘陵上。土師器	折尾		90					
37011	どうとうじこふん 堂塔寺古墳	円墳	若松字堂塔寺	古墳時代	低丘陵上、墳丘、頂部一部破損	折尾		91					
37012	うえのだんいせき 上ノ段遺跡	散布地	若松字上ノ段	古墳時代	低丘陵上、須恵器、土師器	折尾		92					
37013	とりみやまいせきぐん 鳥見山遺跡群	古墳群・横穴墓群	鳥見山古墳群	鳥見山1号墳	丘陵南端の平坦面に6基の古墳群、東西斜面に35基の横穴墓が確認される。未調査のため詳細は不詳だが、採集品から概ね6世紀代の古墳・横穴墓群と考えられる。墳丘半壊、径10m。墳丘完存、横穴式石室。墳丘一部破損、径10m。墳丘一部破損、径12m。墳丘完存、径10m。墳丘完存、径15m。東側斜面に19基、西側斜面に16基確認される。	折尾		93					
				鳥見山2号墳				円墳			94		
				鳥見山3号墳				円墳			95		
				鳥見山4号墳				円墳			96		
				鳥見山5号墳				円墳			97		
				鳥見山6号墳				円墳			98		
				鳥見山横穴群				横穴			99		
37014	すぎのきこふん 杉ノ木古墳	円墳	鬼津字杉ノ木	古墳時代	平坦な丘陵上、小円墳、主体部不詳。消滅	折尾	370011	11	「杉本古墳」として誤登録されていた	町誌			
37015	すぎのきいせき 杉ノ木遺跡	散布地	鬼津字杉ノ木	古墳時代	平坦な丘陵上。大半が消滅	折尾	370012	12	「杉本遺跡」として誤登録されていた				
37016	おにづおうけつぼぐん 鬼津横穴墓群	横穴墓群	鬼津1号横穴	横穴	舌状低丘陵の南側～東側斜面に所在。31基の横穴墓が確認される。丘陵南側斜面に所在。昭和42年に遠賀町の文化財保護委員が行った分布調査で発見。	折尾		370013	13	番号統一、新規発見分の追加	『鬼津横穴墓群』、『鬼津横穴墓群Ⅱ』		
								鬼津2号横穴	370014			14	
								鬼津3号横穴	370015			15	
								鬼津4号横穴	370016			16	
								鬼津5号横穴	370017			17	
								鬼津6号横穴	370018			18	
								鬼津7号横穴	370019			19	
								鬼津8号横穴	370020			20	
								鬼津9号横穴	370021			21	
								鬼津10号横穴	370022			22	

町内遺跡一覧表②

番号	遺跡の名称	種別	所在地	時代	概要	図幅名	県番号 (1977)	旧遠賀 番号 (1993)	備考	参考文献		
37017	しろづかいせき 城塚遺跡	散布地	鬼津字西ノ口	古墳～鎌倉時代	平坦な丘陵上、須恵器、土師器、陶磁器	折尾	370023	23				
37018	にしのごちこふん 西ノ口古墳	円墳	鬼津字西ノ口	古墳時代	低丘陵上、墳丘、石室半壊	折尾		100				
37019	やぐらいせき 矢倉遺跡	散布地	鬼津字矢倉	弥生～古墳時代	平坦な丘陵上、弥生土器、須恵器、土師器	折尾	370025	25				
37020	なばたけいせき 菜畑遺跡	散布地	集落跡	縄文～鎌倉時代	平坦な丘陵上。縄文時代の円形住居が検出される。	折尾	370026	26	砂取事業のため、調査範囲内の遺跡は全て消滅	『鬼津・菜畑遺跡Ⅰ』		
37021	りきまぐちいせき 力間口遺跡	散布地	鬼津字力間	古墳時代	平坦な丘陵上	折尾	370027	27				
37022	りきまぐちこふん 力間口古墳	円墳	鬼津字力間	古墳時代	平坦な丘陵上。消滅	折尾	370028	28	過去の土取事業により未調査で消滅			
37023	ふねこうかいづか 船郷貝塚	貝塚	鬼津字船郷	縄文時代	丘陵の裾部に所在。個人住宅の建設により、一部消滅	折尾	370029	29	誤った所在地で登録されていた			
37024	けいのうらいせき 慶ノ浦遺跡	集落跡・墓地	尾崎字慶ノ浦	弥生～古墳時代	平坦な丘陵の端部に所在する弥生時代の集落跡を主体とする遺跡。	折尾	370035	35	弥生時代の貯蔵穴から出土した双口壺は遠賀町指定文化財。	『先ノ野遺跡・慶ノ浦遺跡』		
37025	さきののいせきぐん 先野々遺跡群	先野々遺跡	尾崎字先野々	縄文時代～近世	平坦な低丘陵上に所在	折尾	370037	37		『先ノ野遺跡Ⅱ』『先ノ野遺跡・慶ノ浦遺跡』		
		集落跡		古墳時代～近世	弥生時代終末～古墳時代初期の住居跡や江戸初期の建物群が検出される。							
		集落跡		縄文～中世	縄文土器の散布がみられた他、中世の建物跡が検出される。							
37026	こうやまいけかまあと 高山池窯跡	窯跡	尾崎字高山	奈良時代	平坦な丘陵の端部に所在。	折尾	370036	36	過去の道路施設工事の際に未調査で消滅。			
37027	おどき・ともだいせき 尾崎・友田遺跡	集落跡・窯跡	尾崎字友田	古墳～平安時代	低丘陵裾部の南側緩斜面に所在。瓦窯の焚口が一部検出される。			116	旧地形により「尾崎・友田遺跡」を分割	『尾崎・友田遺跡』		
37028	おどき・ともだいせき 尾崎・友田遺跡 B 地点	窯跡	尾崎字友田	平安時代	南北に伸びる低丘陵の東斜面に所在。木炭窯の可能性のある土坑が検出される。			116	旧地形により「尾崎・友田遺跡」を分割	『尾崎・友田遺跡』		
37029	じょうのこしくびづか 上ノ越首塚	祭祀跡	尾崎字上ノ越	鎌倉時代	上ノ越山腹に水成岩製の巨石が乱立している場所がある。巨石信仰地か。	折尾	370039	39	「城ノ越首塚」として誤登録されていた	町誌		
37030	まつのもといせき 松ノ元遺跡	散布地	松の本	弥生時代	自然堤防上か。弥生土器が採集される。	折尾		103				
37031	べふいせき 別府遺跡	散布地	別府字棧敷	古墳時代	低台地上。土師器片が採取されているが、包蔵地内は盛土や埋土で旧地形をとどめていない。	折尾	370043	43				
37032	じょうのこしいせき 上ノ越遺跡	散布地	尾崎字上ノ越	古墳時代	山麓裾部	折尾	370040	40				
37033	ちよまるいせき 千代丸遺跡	散布地	別府字小仏丁	弥生～古墳時代	低丘陵上、弥生土器、須恵器、土師器	折尾	370051	51				
37034	のなかみいせき 野中上池遺跡	散布地	別府字野中	古墳時代	丘陵緩斜面	折尾		105				
37035	のなかいせき 野中遺跡	窯跡?	別府字野中	古墳時代	丘陵斜面。焼土塊が採集される。	折尾	370050	50				
37036	みなみやまいせき 南山遺跡	散布地	別府字南	古墳～鎌倉時代	丘陵緩斜面、須恵器、土師器、青磁	折尾		104				
37037	みやみやまこふんぐん 南山古墳群	古墳群	別府字南	古墳時代	平坦な丘陵上に4基の古墳群が所在。	折尾						
		南山1号墳			墳丘頂部陥没、径約15m						370046	46
		南山2号墳			墳丘・石室完存、径約15m						370047	47
		南山3号墳			墳丘半壊						370048	48
		南山4号墳			墳丘半壊、横穴式石室						370049	49
37038	つちとりいけいせき 土取池遺跡	散布地	上別府字大谷	古墳時代	丘陵裾部。須恵器、土師器	中間		109	人工池			
37039	じょうのこしかいづか 城ノ越貝塚	城ノ越貝塚	上別府字城ノ越	弥生時代	低台地の裾部に点在して所在。	折尾	370053	53	遠賀町指定文化財(史跡)			
		城ノ越貝塚 B 地点			昭和27年・33年に発掘調査が実施される。						中間	106
37040	じょうのこしいせき 城ノ越遺跡	散布地	上別府字上ノ越	弥生～奈良時代	低丘陵上。弥生土器、須恵器、土師器	中間		107				
37041	じょうのこしくふんぐん 城ノ越古墳群	古墳群	上別府字城ノ越	古墳時代	低丘陵上に3基の古墳が所在。	中間						
		城ノ越1号墳			頂部陥没、径約10m						370054	54
		城ノ越2号墳			墳丘削平、径約10m						370055	55
		城ノ越3号墳			墳丘半壊						370056	56

町内遺跡一覧表③

番号	遺跡の名称	種別	所在地	時代	概要	図幅名	県番号 (1977)	旧遠賀 番 号 (1993)	備考	参考文献
37042	はなぞのいせきぐん 花園遺跡群	集落、古墳	上別府字花園	弥生～古墳時代	低丘陵上に所在。	中間	370065	65		『花園遺跡』
	花園遺跡	集落跡		弥生～古墳時代	弥生時代中期～古墳時代後期にかけての住居跡を検出。					
	花園1号墳	円墳		古墳時代						
	花園2号墳									
	花園3号墳									
	花園4号墳									
37043	なみうちこみんぐん 波打古墳群	古墳群	上別府字波打	古墳時代	低丘陵上に所在。	中間	370063	63	学校建設に伴い調査後消滅。	『波打古墳群』
	花園5号墳	円墳			竪穴系横口式石室、須恵器、弥生土器					
	花園6号墳	円墳			横穴式石室。勾玉、鉄鎌、鉄刀子					
37044	おぐらきたいせき 尾倉北遺跡	散布地	上別府字尾倉	古墳時代	丘陵緩斜面に所在。須恵器片を表採。	中間			平成23年度新規発見	
37045	おせんぼうこみんぐん 豊前坊古墳群	古墳群	上別府字高家	古墳時代	標高70mの山頂にあり、2基の前方後円墳と1基の円墳で構成される。	中間	370057	57	豊前坊経塚とともに福岡県指定文化財(史跡)	『豊前坊古墳群・経塚』
	豊前坊1号墳	前方後円墳			全長73.5m。墳形の確認のみ行方。壺形埴輪が出土。					
	豊前坊2号墳	円墳			径約17m。箱式石棺より鉄剣、鉄刀、棺外で鉄鎌、鉄斧出土。					
	豊前坊3号墳	前方後円墳			全長約30m。箱式石棺より鉄剣、鉄族出土。					
37046	おせんぼうきょうづか 豊前坊経塚	経塚	上別府字高家	平安時代	豊前坊1号墳の後円部墳丘上に造られた経塚群。陶製経筒を埋納した5基の経塚を確認した。	中間			豊前坊古墳群とともに福岡県指定文化財(史跡)	『豊前坊古墳群・経塚』
37047	おぐらいせき 尾倉遺跡	散布地	上別府字尾倉	古墳時代	丘陵裾部、須恵器、土師器	中間		110		
37048	くろまついせき 黒松遺跡	散布地	虫生津字黒松	古墳時代	平坦な丘陵上	中間	370067	67		
37049	かわばたこみん 川端古墳	円墳	虫生津字川端	古墳時代	丘陵上、主体部は箱式石棺	中間	370072	72		
37050	むしよづかいづか 虫生津貝塚	貝塚	虫生津字西ノ前	縄文時代	丘陵緩斜面下	中間	370071	71		
37051	たかだのみやこみん 高田宮古墳	円墳	虫生津字西ノ前	古墳時代	平坦な丘陵の先端部	中間	370068	68		
37052	むしよづかいづか 虫生津遺跡	散布地	虫生津字西ノ前	弥生時代	丘陵緩斜面	中間	370070	70		
37053	あきおけつ 浅木横穴	横穴	浅木字切戸	古墳時代	低丘陵上。1基のみ確認されるが大半が崩落。	中間	370073	73		
37054	あきぎじんじやけいだいせき 浅木神社境内遺跡	散布地	浅木字鈴開	古墳時代	低丘陵上、須恵器、土師器	中間		111		
37055	こもはらいせき 美原遺跡	散布地	木守字美原	弥生～古墳時代	微高地、弥生土器、須恵器	中間	370066	66		
37056	おいらかいづか 老良貝塚	貝塚	老良字老良	弥生時代	微高地	中間	370077	77	一部消滅	
37057	みょうんじかいづか 妙雲寺貝塚	貝塚	老良字老良	弥生時代	微高地	中間	370078	78		
37050	むしよづかいづか 虫生津貝塚	貝塚	虫生津字西ノ前	縄文時代	丘陵緩斜面下	中間	370071	71		
37058	あろがたにいせき 風呂ヶ谷遺跡	散布地	虫生津字風呂ヶ谷	古墳～奈良時代	丘陵裾部、須恵器、土師器	中間		113		
37059	しんやしきこみんぐん 新屋敷古墳群	古墳群	虫生津字仏ノ辻	古墳時代	低丘陵上に2基の円墳が所在。	中間	370075	75		
	新屋敷古墳	円墳			横穴式石室、径約20m					
	新屋敷2号墳				墳丘半壊					
37060	ほとけのつじかまあと 仏の辻窯跡	窯跡	虫生津字仏ノ辻	古墳時代	丘陵斜面	中間	370076	76	一部消滅	
37061	くらたにしもいけいせき 倉谷下池遺跡	散布地	虫生津字倉谷	弥生～鎌倉時代	丘陵緩斜面。弥生土器、須恵器、青磁	中間		115		人工池
37062	うちこしいせき 打越遺跡	散布地	虫生津字打越	古墳j時代	丘陵緩斜面、須恵器、土師器	中間		114		

町内遺跡発掘調査報告書一覧①

●『波打古墳群』遠賀町文化財調査報告書第1集，1987年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
波打古墳群	古墳	弥生～古墳時代	古墳2、石蓋土壙墓1、溝状遺構1
			主な遺物 石器、弥生土器、須恵器、鉄器、玉類
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
学校建設	S.56.8.9～8.31	4,817㎡	遺存状況は悪いが、2基の円墳が調査された。採集品には6世紀後半頃の須恵器の脚付子持ち壺も含まれる。

●『尾崎・天神遺跡Ⅰ』遠賀町文化財調査報告書第2集，1991年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
尾崎・天神遺跡	集落	古墳時代	竪穴住居30、掘立柱建物8、土壙5、溝2、谷1、柱穴多数
			主な遺物 ナイフ形石器、石器、弥生土器、土師器、須恵器、土製品、埴輪、石製品、鉄器、鉄滓、瓦
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
土砂採取	H2.5.2～9.25	5,000㎡(第1次)	籬羽口や多量の鉄滓の出土もあり、古墳時代後期を主体とする製鉄を生業とする集団の集落跡と考えられる。ナイフ形石器の出土も注目できる。

●『鬼津・菜畑遺跡Ⅰ』遠賀町文化財調査報告書第3集，1992年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
菜畑遺跡	集落	縄文時代～中世	掘立柱建物9、円形状柱穴配置遺構6、谷1
			主な遺物 縄文土器、弥生土器、石器、須恵器、土師器、陶磁器、石製品
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
土砂採取	H3.1.5～3.11	8,924㎡	町内で縄文時代の住居跡を検出したのは、当遺跡と尾崎・天神遺跡のみである。町内の平地の大半が古遠賀潟と呼ばれる内海であり、地形的制約を受けて丘陵上に活動域を限られていた状況を窺い知ることができる。

●『尾崎・天神遺跡Ⅱ』遠賀町文化財調査報告書第4集，1992年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
尾崎・天神遺跡	古墳	旧石器～古墳時代	竪穴住居10、掘立柱建物9、土壙3、溝4、谷1、柱穴多数
			主な遺物 ナイフ形石器、石核、剝片、石器、縄文土器、弥生土器、土師器、須恵器、瓦、ミニチュア土器、籬羽口、鉄滓
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
土砂採取	H4.9.22～11.16	7,921㎡(第2次)	古墳時代後期の製鉄関連の集落跡が中心となるが、ナイフ形石器や石核などの旧石器が発見されたことは特筆される。

●『遺跡詳細分布調査報告書』遠賀町文化財調査報告書第5集，1993年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
町内遺跡			
			主な遺物
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
遺跡詳細分布調査	H3.11.1～H4.3.31	町南部	1976年に刊行された「福岡県遺跡分布地図」を基に、開発時の調整資料の作成のため、町内の埋蔵文化財等の所在確認調査を実施した。
	H4.5.12～H5.3.31	町北部	

●『島津・塚の元古墳群』遠賀町文化財調査報告書第6集，1993年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
塚の元古墳群	古墳	古墳時代	古墳10基、石蓋土壙墓3、土壙3
			主な遺物 土師器、須恵器、鉄器、玉類
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
土砂採取	H4.9.22～11.16	3,873㎡	島津・丸山古墳群の所在する独立低丘陵から南に広がる低台地上に所在。古墳時代中期を主体とする古墳群で、内部主体の調査を含めた発掘であったため、古墳築造時の占地の在り方や内部主体の変遷を窺いうる資料となっている。

町内遺跡発掘調査報告書一覧②

●『尾崎・天神遺跡Ⅲ』遠賀町文化財調査報告書第7集，1995年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
尾崎・天神遺跡	古墳、集落	古墳時代	古墳4、土壙墓16、竪穴住居12、掘立柱建物15、土壙12、溝6、不明遺構1
			主な遺物 須恵器、土師器、鉄器、金銅製品、玉類、瓦
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
土砂採取	H4.12.4～12.14	7,103㎡(第3次)	古墳はいずれも5世紀代のものだが、1号墳では金銅製の三輪玉が出土しており、当遺跡が製鉄を生業とする集落跡であることとの関係性が窺える資料となっている。
土砂採取	H5.11.8～H6.2.14	8,813㎡(第4次)	

●『豊前坊古墳群・経塚』遠賀町文化財調査報告書第8集，1996年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構	
豊前坊古墳群	古墳	古墳時代	前方後円墳2基、円墳1基	
			主な遺物 壺形埴輪、土師器、須恵器、鉄器	
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項	
重要遺跡確認調査		H5.3.1～3.18	20,000㎡	壺形埴輪の出土は1号墳のみ。2基の前方後円墳(1・3号墳)が一部墓域を重複して造られた全国的にも稀少な事例である。島津丸山古墳に後続する4世紀後半～5世紀初頭に築造され、被葬者に崗縣主の一族が想定される。
		H5.5.12～10.28、H6.2.21～		
		H6.5.9～10.21		
		H7.8.28～H8.1.31		
遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構	
豊前坊経塚	経塚	平安時代	経塚5	
			主な遺物 陶製経筒、青白磁、青磁	
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項	
重要遺跡確認調査	H4.6.1～7.25	16,000㎡	豊前坊1号墳の後円部に築かれた5基の経塚には「仁」銘墨書のある陶製経筒が埋納され、各経塚は規則的に配置された状態で発見された。	

●『島津・丸山古墳群』遠賀町文化財調査報告書第9集，1996年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構	
島津・丸山古墳群	古墳	古墳時代	古墳10基、石蓋土壙墓3、土壙3	
			主な遺物 土師器、須恵器、鉄器、玉類	
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項	
重要遺跡確認調査		H6.11.28～H7.2.17	28,854㎡	遠賀川流域で最古の前方後円墳「島津・丸山古墳」を含む5基の古墳群で構成される。この地に初めて造られた前方後円墳の被葬者として、崗縣主の祖・熊罥もしくはその一族が想定される。
		H8.2.5～3.22	400㎡	
		H8.4.10～6.4	150㎡	

●『牟田神社周辺遺跡』遠賀町文化財調査報告書第10集，1998年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
牟田神社周辺遺跡	集落	縄文時代～中世	竪穴住居1、掘立柱建物3、土坑4、土壙墓3、溝7
			主な遺物 縄文土器、土師器、須恵器、青磁、石器、土製品、陶磁器、瓦質土器
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
農地改良に伴う土砂採取	H8.10.26～11.7	2,050㎡	標高10m前後の低丘陵上にも縄文土器の散布が確認された。また、中世に属する遺構が検出されたのは当遺跡のみである。

●『尾崎・友田遺跡』遠賀町文化財調査報告書第11集，1999年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
尾崎・友田遺跡	窯跡	平安時代	A地区：瓦窯1、竪穴2 B地区：竪穴(小型竪穴炉)1、土坑9、流れ込み2
			主な遺物 土師器、須恵器、瓦
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
農地改良	H7.26～8.11	1,175㎡(A地区)	A地区で発見された平安時代の瓦窯跡は、近辺に所在した高山池窯跡と岡垣町・墓ノ尾窯跡とともに瓦窯群を形成していたと想定される。
農地改良	H9.8.11～9.24	800㎡(B地区)	

町内遺跡発掘調査報告書一覧③

●『金丸遺跡』遠賀町文化財調査報告書第12集，1999年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
金丸遺跡	集 落	古墳時代	竪穴住居33、掘立柱建物5、土坑2
			主な遺物 土師器、須恵器、石器、鉄滓
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
農地改良	H10.7.3～10.27	772㎡	6世紀前半～末頃を盛期とする集落跡で、住居跡が夥しく重複して築かれる。位置関係をみても、尾崎・天神遺跡と同一集団の集落跡と考えられる。

●『尾崎・天神遺跡Ⅳ』遠賀町文化財調査報告書第13集，1999年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
尾崎・天神遺跡	集 落・古墳	弥生～奈良時代	竪穴住居29、掘立柱建物25、貯蔵穴63、土坑49、古墳3、土壇墓9、不明遺構5
			主な遺物 弥生土器、磨製石器、鉄器、土師器、須恵器、ナイフ形石器
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
土砂採取	H7.5.18～7.25	9,604㎡(第5次)	弥生時代の貯蔵穴が多数検出されたほか、7世紀中頃～後半を盛期とする掘立柱建物や池状遺構が発見されており、建物の規模や配置等から郷・里長の居館跡と推定される。
土砂採取	H8.2.13～H9.1.6	5,642㎡(第6次)	

●『先ノ野遺跡・慶ノ浦遺跡』遠賀町文化財調査報告書第14集，2001年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
先ノ野遺跡	集 落	古墳時代	竪穴住居3、掘立柱建物2、土坑2
			主な遺物 土師器、須恵器、鉄器
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
農地改良	H11.7.12～9.7	342㎡	弥生時代終末から古墳時代の住居跡は、当地方では数少ない事例である。
遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
慶ノ浦遺跡	集 落、墓	弥生時代～中世	竪穴住居10、貯蔵穴21、墓35、土坑10
			主な遺物 弥生土器、石器、青銅器、土師器
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
農地改良	H12.1.17～3.30	1,590㎡	弥生時代前期の貯蔵穴と同中期の墓が主体になる複合遺跡で、双口壺や銅剣等の稀少品が出土している。

●『花園遺跡』遠賀町文化財調査報告書第15集，2003年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
花園遺跡	集 落	弥生～古墳時代	竪穴住居10、溝1
			主な遺物 弥生土器、古式土師器、土師器、須恵器、磨製石器
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
宅地造成	H13.6.4～10.5	258㎡	弥生時代中期、同終末から古墳時代初頭、古墳時代後期の3時期にわたる集落跡。遺物包含層には、弥生時代前期末から中期末までの土器が多量に出土していることから、当遺跡より高所に相当数住居跡が存在すると推測される。

●『先ノ野遺跡Ⅱ』遠賀町文化財調査報告書第16集，2003年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
先ノ野遺跡	集 落	古墳～江戸時代	掘立柱建物6、土坑8、墓1、溝3
			主な遺物 弥生土器、土師器、石器、陶磁器
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
農地改良	H13.10.4～12.20	895㎡	旧石器時代から近世までの複合遺跡で、江戸初期の建物群は当地方では数少ない事例である。

町内遺跡発掘調査報告書一覧④

●『鬼津横穴墓群』遠賀町文化財調査報告書第17集，2006年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
鬼津横穴墓群	横 穴	古墳時代	横穴墓12
			主な遺物 土師器、須恵器、鉄器、石器
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
山林造成	H16.1.13～2.20	112㎡	新たに12基の横穴墓が発見され、20基以上の横穴墓群が存在することが判明。横穴墓群の築造は6世紀後半頃に始まり、7世紀後半頃まで追葬が行われている。鉄製馬具の出土も注目される。

●『尾崎・天神遺跡Ⅴ、金丸遺跡Ⅱ』遠賀町文化財調査報告書第18集，2007年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
尾崎・天神遺跡	集 落	古墳時代	竪穴住居67、掘立柱建物15、竪穴17、土壇13、貯蔵穴1、不明遺構3、溝10、谷2、祭場1
			主な遺物 弥生土器、土師器、ミニチュア土器、須恵器、鉄器、鉄滓、石器
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
農地改良	H11.10.26～H12.1.13、 H12.6.6～10.3、H13.2.13～3.23	3,023㎡	古墳時代の外周溝のある竪穴住居と作業工房と考えられる建物、鉄刀3本を供えた祭祀遺構、小型鍛冶炉等が発見された。
遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
金丸遺跡	集 落	弥生～平安時代	竪穴住居15、掘立柱建物4、土壇墓5、貯蔵穴2、土壇8、不明遺構2、溝7、谷1
			主な遺物 縄文土器、弥生土器、青銅器、石器、土師器、須恵器、磁器、緑釉陶器
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
農地改良	H18.1.12～3.24	3,570㎡	弥生時代の遺構として細型銅剣と石戈が副葬された首長墓が発見された。また、奈良時代から平安時代末までの出土品と、正倉と考えられる大型建物の発見により、近辺に官衛施設が存在する可能性がある。

●『遠賀町内遺跡詳細分布調査報告書』遠賀町文化財調査報告書第19集，2013年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
町内遺跡			主な遺物
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
遺跡詳細分布調査	H23.11.22～H24.3.15		1993年に作成した遠賀町内遺跡分布地図の内容を更新したもので、町内に所在する埋蔵文化財包蔵地と開発時の取り扱いに関する手続き、関係法令等を掲載している。

●『鬼津横穴墓群Ⅱ』遠賀町文化財調査報告書第20集，2013年

遺跡名	種 別	主な時代	主な遺構
鬼津横穴墓群	横 穴	古墳時代	横穴墓24
			主な遺物 弥生土器、土師器、須恵器、鉄器、石器、陶磁器
調査原因	調査期間	調査面積	特記事項
遺跡詳細分布調査	H23.12.5～12.27、H24.3.15	760㎡	1・13号横穴墓の自然崩壊本調査と遺跡詳細分布調査に伴い横穴墓の分布範囲を確認した結果、舌状丘陵の南側斜面と東側斜面の2ヶ所に計30基以上の横穴墓が存在する事が判明した。
自然崩壊本調査	H24.1.5～2.27	27㎡	

第Ⅲ章 参考資料 遠賀町内の指定文化財

遠賀町指定文化財一覧表（平成25年3月現在）

文化財番号	指定種別	指定名称	概要	所在地	所有者	指定年月日	備考
第1号	史跡名勝天然記念物／史跡	しまづ まるやまこふん 島津・丸山古墳	遠賀川流域では最古の前方後円墳。前方部は撥形状に細長く伸び、前方部よりも後円部が高く造られるなど、古式古墳の特徴をもつ。主体部は未調査だが、他地域の前方後円墳との比較から4世紀前半頃に築造されたと考えられる。この地に初めて造られた前方後円墳で、被葬者は当地を支配した岡縣主の祖：熊罴もしくはその一族が想定される。	遠賀町島津574-9、574-13	遠賀町	平成元年 4月10日	
第2号	史跡名勝天然記念物／史跡	じょうのこしかいづか 城ノ越貝塚	弥生時代の貝塚を主体とする遺跡で、ヤマトシジミを主体とする多数の貝類や動物骨が発見される。出土土器の一部は「城ノ越式土器」と命名され、弥生時代中期初頭ごろ（約2100年前）の土器の指標とされる。	遠賀町大字上別府	個人所有地		
第3号	有形文化財／考古資料	ほそがたどうほこ 細形銅矛	岡垣町の元松原の砂丘が削られた際に発見された箱式石棺群の副葬品の一つ。所有者が遠賀町在住者で、弥生時代の遠賀郡内の状況を考える上で貴重な資料であるため、当町で指定されている。	遠賀町大字尾崎	個人所蔵		
第4号	有形文化財／彫刻	もくぞうやくしにょらいざぞう 木造薬師如来坐像	樟の一本造りで造られた木像で、虫害のため右手の指先を欠損する。作者名や製作年代等の記録はないが、製作技法の特徴から室町時代初期（1400年ごろ）の地方仏師の作品と考えられる。	遠賀町大字虫生津 長楽寺	長楽寺		
第5号	有形文化財／絵画	かんぼうじゅうにしょうず 菅廟十二勝図（絵馬）	江戸時代末期の地方絵師・安藤菊圃（きくほ）の作品。菅廟十二勝図は慶応元年（1865）に当地域の有力者達が当地の風物景観を歌った献句と絵を樟の一枚板に描いたもの。法楽和歌はこれらの人々が歌学研鑽のために作成したもので、廟の前に掲げられていた。	遠賀町大字上別府 高家天満宮	高家天満宮		「安藤菊圃作品一括」
	有形文化財／絵画	ほうらくわか 法楽和歌（絵馬）					
第6号	有形文化財／絵画	うえのよしひでしょうぞうが 上野良秀肖像画（一幅）	安藤菊圃が菅原神社の神官・上野良秀を描いた肖像画。良秀は家業の傍ら家塾を開いて地方の子弟の養成に努めており、江戸時代末から明治初年にかけて当地域の教育に大きく貢献した人物である。	遠賀町大字上別府	個人所蔵		
第7号	有形文化財／絵画	さんじゅうろくかせんいたがく 三十六歌仙板額（7点）	安藤菊圃が絵を描き、歌の文字を黒田藩士が書いた作品。慶応二年（1866）に描かれ、現在は7枚が残る。	遠賀町大字浅木 浅木神社	浅木神社		
第8号	有形文化財／書籍	ねんれきさん 年曆算	延宝元年（1673）から明治9年（1876）までの約200年にわたる遠賀郡内の出来事を中心に記した史料で、当時の風習や習慣、諸行事、藩政、経済状況などについて記される。	遠賀町大字鬼津	個人所蔵		
第9号	有形文化財／書籍	ほりかわすじじょうもく 堀川筋條目	吉田村（現水巻町）の一田家に伝えられた文書で、明和二年（1765）から明治三年（1870）までの堀川の通船にかかわる通船料をはじめとする諸規定の取り決めについて記される。	遠賀町役場内	遠賀町		
第10号	有形文化財／書籍	ほうしおぼえ 奉伺覚	文化五年（1808）の西川の改修工事によって生じた、木守区と別府区との土地境界の処置方法について、遠賀郡奉行・永田伊左衛門が藩に伺い出た文書の控え。この工事によって遠賀川本流の瀬戸付近の閉止による排水不良が著しく改良されたことがわかる。	遠賀町役場内	木守区		
第11号	有形文化財／書籍	おのしょうやもんじょ 小野庄屋文書	八十八通の庄屋文書からなる文書類で、藩制時代から明治初年の村落の有様や、当地方の一般的な農村の生活などについてうかがい知ることが出来る。	遠賀町役場内	遠賀町		
第12号	史跡名勝天然記念物／史跡	しまづ まるやまこふんぐん 島津・丸山古墳群	島津丸山古墳と同じ丘陵上に所在する4基の古墳群で、その内の2基が丸山古墳に近接して造られる。特に丘陵中央部に位置する丸山2号墳は遠賀郡内唯一の方墳で、丸山古墳よりも古い時期に造られたと考えられる。	遠賀町大字島津564番、565番、574番3	遠賀町	平成5年 11月1日	
第13号	史跡名勝天然記念物／天然記念物	がにはみいけ 蟹喰池のオニバス	尾崎区の蟹喰池に自生するオニバスは、国の絶滅危惧種に指定される一年生の浮葉植物で、やや富栄養化した湖沼や溜池など、年間を通して水位の変動がほとんどない環境を生育適地とする。水面下で自家受粉する「閉鎖花」と、水上で開花する「開放花」の2種類の花を咲かせ、結実した種子は休眠性を持つという特徴をもち、最長で約60年休眠した後発芽した記録が残されている。全国で約300ヶ所の産地が報告されていたが、その多くが消滅し、残された産地も水域の埋め立てや不適切な改修工事、水質汚濁の進行などの生育環境の悪化で減少の一途をたどっている。	遠賀町大字尾崎2321番地	遠賀町	平成13年 11月1日	
第14号	有形文化財／考古資料	ませいせつか ほそがたどうけん 磨製石戈・細形銅剣	石戈は青銅製の戈を粘板岩で模倣したもので、原物を忠実に再現したものは九州では稀である。細形銅剣は関部付近に双孔のある型式で、同様の特徴をもつ例は四国北部に多い。両品とも金丸遺跡で出土しており、弥生時代中期前半ごろのものである。	遠賀町役場内	遠賀町	平成21年 4月1日	
第15号	有形文化財／考古資料	ふたくちつぼ 双口壺	慶ノ浦遺跡の弥生時代前期末ごろの食料貯蔵穴から出土した。口が二つある独特の壺で、上面から見ると、口を挟んで貝殻でほぼ左右相似形の文様が描かれる。小型の類品は少数あるが、大型のものは他に類例が無く、稀少な品である。	遠賀町役場内	遠賀町		
第16号	有形文化財／考古資料	ちようけいはい 鳥形瓶	尾崎・天神遺跡の北部で検出した掘立柱建物群に付属する池状遺構から出土した。各部に粘土を貼り付けて文様を加え、水鳥を模倣して作られた須恵器で、脚部は破損しているが3足付くと考えられる。同種の土器は全国で20例以上みつかるとも墳墓からの出土が多く、集落域から発見された本品は同種の土器のもつ別の性格を示唆する例として重要である。7世紀後半から8世紀前半ごろの時期に比定される。	遠賀町役場内	遠賀町		

福岡県指定文化財（平成25年3月現在）

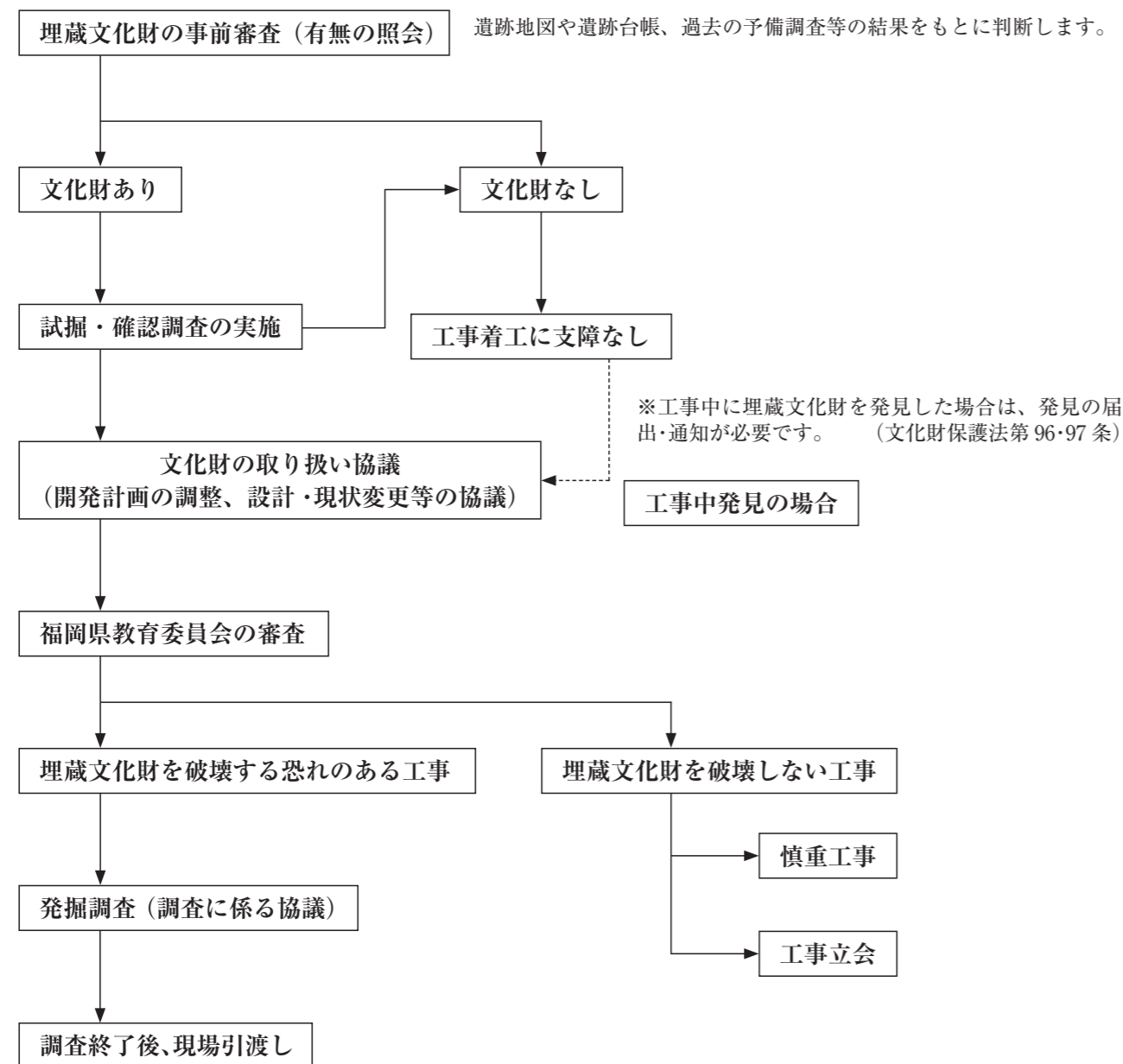
文化財番号	指定種別	指定名称	概要	所在地	所有者	指定年月日	備考
史第69号	史跡名勝天然記念物／史跡	あぶらんどほうこふんぐん 豊前坊古墳群・経塚	2基の前方後円墳と1基の円墳で古墳群を構成する。前方後円墳同士が墓域を重複して造られていることが特徴で、同様の事例は全国的にも稀少である。被葬者は当地域を支配していた岡縣主の一族と考えられる。また、1号墳の後円部上には12世紀中頃の経塚が5基造られており、経筒には「仁」の墨書が残される。	遠賀町大字上別府字高家	個人所有地	平成14年 4月5日	

第Ⅳ章 埋蔵文化財の取り扱いに関する手続き

本書に掲載された埋蔵文化財は、すべて文化財保護法に定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」となります。「周知の埋蔵文化財包蔵地」およびそれに隣接する地域で土木工事等を行う場合は、後世に埋蔵文化財に関する記録を残すために発掘調査等を実施する事が、文化財保護法で義務付けられています。

埋蔵文化財包蔵地内において開発事業を行う際に必要となる手続きについて、下記のとおりまとめておりますので、遺漏のないようご注意ください。

開発事業における埋蔵文化財取り扱いの手続き



●埋蔵文化財の事前審査(有無の照会)

- ・土木工事等の開発行為だけでなく、土地の売買や評価額の算定など不動産取引のための調査の際にも【埋蔵文化財事前審査申請書】に必要事項の記入をお願いします。
※「開発行為」とは、上下水道などの敷設、住宅の新築や増改築、個人による農地改良など、工事の種類や規模・面積にかかわらず、土地を掘削する行為を指します。
- ・土木工事等の場合は、下記の書類を提出してください。
【文化財の所在の有無について(照会)】
【添付書類】位置図(1/25,000程度)、現況図・字図(1/2,500程度)、事業計画図(平面・断面図)

●試掘・確認調査(予備調査)の実施

- ・事業予定地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」内および隣接地、包蔵地外でも遺跡の所在する可能性がある場合は、遺跡の有無や内容、広がり等を確認する予備調査を実施します。下記の書類を提出してください。
【試掘・確認調査依頼書】、【土地所有者の承諾書】
※予備調査にかかる費用については、原則として公費負担となります。ただし、事業予定地内にある家屋や樹木等の障害物の撤去にかかる費用は負担しませんので、申請者の責任により行ってください。調査当日は境界確認等のため、必ず申請者は調査に立会ってください。

●「周知の埋蔵文化財包蔵地」内で実施する開発行為について

- ・「周知の埋蔵文化財包蔵地」内で土木工事等を実施する場合、予備調査による埋蔵文化財の有無にかかわらず、下記の書類の提出が必要となります。届出・通知については期限がありますので、ご注意ください。
【埋蔵文化財発掘の「届出・通知」について】、【別記2】

事業者	根拠法	届出・通知期限	窓口
一般	文化財保護法第93条の1	工事に着手する日の60日前まで	遠賀町教育委員会
国の機関等	文化財保護法第94条の1	事業計画の策定時	遠賀町教育委員会

●福岡県教育委員会からの指示内容

予備調査の結果、埋蔵文化財が確認されたとしても、必ず本調査(発掘調査)を行うわけではありません。工事による掘削が遺跡(遺物包含層)面まで達しない場合、もしくは設計変更等で遺跡面までの間に十分な保護層を確保できる場合には、発掘調査が不要になります。ただし、工事の種類によってはこの限りではないため、詳しくは教育委員会までお尋ねください。

※やむを得ず開発によって埋蔵文化財を破壊する場合、原則として開発原因者に発掘調査(記録保存)にかかる費用負担の協力を求めています。ただし、営利を目的としない個人の宅地開発や農地改良など、費用負担を求めることが困難な場合は、公費で調査費用を負担できる場合がありますので、教育委員会にご相談ください。発掘調査の指示が出た場合、下記の書類の提出が必要となります。

【埋蔵文化財発掘調査承諾書】

※次ページ遺構に埋蔵文化財の手続き時にご記入・ご提出いただく文書と関係法令を掲載しておりますので、ご参照ください。

埋蔵文化財に関する提出関係書類一覧表

手続きの種類	提出書類	備考
埋蔵文化財の事前審査 (有無の照会)	●埋蔵文化財事前審査申請書	開発目的もしくは不動産調査などを対象とするもの。
	○位置図(1/25,000)	
埋蔵文化財の所在の有無について文書で回答を求める場合	●文化財の所在の有無について(照会)	照会者の押印が必要
	○位置図(1/25,000)	
試掘・確認調査時の依頼	●埋蔵文化財試掘・確認調査の依頼について	工事主体者の押印が必要
	●埋蔵文化財試掘・確認調査承諾書	土地所有者の押印が必要
土木工事のための発掘に関する届出等	●埋蔵文化財発掘届	工事主体者の押印が必要
	●埋蔵文化財発掘承諾書	土地所有者の押印が必要
	○位置図(1/25,000)	
	○現況図・字図(1/2,500)	
遺跡の発見に関する届出等	○事業計画図(平面図・断面図)	
	●遺跡発見届	
	○位置図	
	○土木工事の概要図(平面図・断面図)	

●の書類については、教育委員会の窓口でお渡ししますので記入例を参考に作成してください。
○の書類については、A4版で作成してください。

提出書類の記入例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

遠賀町教育委員会
教育長 ○○ ○○ 殿

住所 遠賀郡遠賀町大字△△△△番地
氏名 株式会社△△
代表取締役社長 △△ △△ 印

文化財の所在の有無について(照会)

今般、下記のとおり開発を計画していますが、区域内の文化財の所在の有無について照会いたします。

記

- 開発目的
工場建設
- 開発予定地
遠賀町大字○○○○番地
- 開発面積
1,000㎡
- 工事期間
平成〇〇年 〇〇月～平成〇〇年 〇〇月
- 添付図面
(1)位置図(縮尺1/25,000または1/50,000)
(2)地形図(縮尺1/25,000または1/50,000)
(3)計画図(工事用図面)
※A4版で作成してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

埋蔵文化財試掘・確認調査承諾書

遠賀町教育委員会教育長 殿

住所 遠賀郡遠賀町大字△△△△番地
土地所有者 住所 遠賀郡遠賀町大字○○○○番地
氏名 遠賀 太郎 印

下記所有地の考古学的試掘・確認調査を承諾します。
なお、下記所有地における考古学的発掘調査の出土品については、文化財保護法第105条の規定による土地所有者としての権利を放棄し、その出土品の活用については貴殿に一任します。

記

- 試掘・確認調査予定地の所在及び地番
福岡県遠賀郡遠賀町大字○○○○番地
- 試掘・確認調査予定地の面積
1,000㎡
- 備考

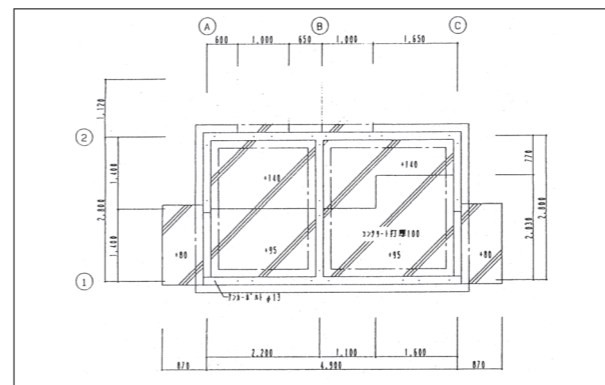
添付書類の作成例



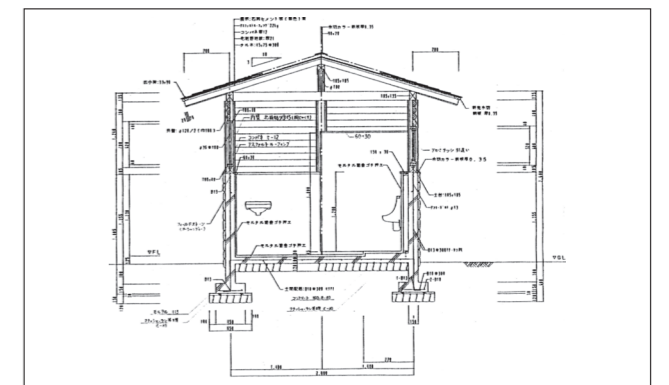
位置図 (1/25,000 前後)



現況図 (1/2,500 前後の地図・字図)



事業計画図 (平面図)



事業計画図 (断面図)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

福岡県教育委員会教育長 殿

住所 遠賀郡遠賀町大字△△△△番地
氏名等 株式会社△△
代表取締役社長 △△ △△ 印

※「埋蔵文化財発掘」とは、「周知の埋蔵文化財包蔵地」内で工事等によって地面を掘削する行為のことであり、「発掘調査」とは異なります。

埋蔵文化財発掘の「届出」通知] について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のため発掘を実施したので、文化財保護法(昭和25年法律第214号)「第93条第1項」第94条第1項の規定により、別記1の事項について、関係書類を添付し、別記2のとおり「届出」通知] します。

別記2
市町村文書第△△号

添付資料に地番が入っている場合には、図面等と整合させる。

1. 所在地	福岡県遠賀郡遠賀町大字○○○○番地
2. 面積	1,000㎡
3. 土地所有者	住所: 遠賀郡遠賀町大字○○○○番地 氏名等: 遠賀 太郎
4. 遺跡の種類	散布地(集落跡) 貝塚 都城跡(官衙跡) 城跡跡 社寺跡(古墳) 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()
遺跡の名称	尾崎・天神遺跡
遺跡の現状	宅地 水田(畑地) 山林 道路 荒草地 原野 その他()
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生(古墳) 奈良(平家) 中世 近世 その他()
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 ダム 学校 住宅(工場) その他建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ガス 電気 水道 農業関連 土砂採取 観光開発 遺跡整備 その他開発()
工事の概要	軽量鉄骨2階建て(17) 礎に事業名のみでなく、工事内容を簡潔に記入すること 現地表面より2.0cm盛土(土壌改良なし) ベタ基礎
6. 工事主体者	氏名: 株式会社△△ 代表取締役社長 △△ △△ 住所: 遠賀郡遠賀町大字○○○○番地 工事主体者と届出者と一致すること
7. 施行責任者	氏名: ××工務店 代表取締役社長 ×× ×× 住所: 遠賀郡遠賀町大字××××番地
8. 着手予定時期	平成〇〇年〇〇月〇〇日 9. 終了予定時期 平成〇〇年〇〇月〇〇日
10. 参考事項	法第93条は60日前まで、法第94条はあらかじめ(遅くとも通知者への回答が工事着手前になるタイミングで)。予定時期を過ぎた届出は受理できない。

指示事項	発掘調査	工事立会	橋重工事	その他()
------	------	------	------	--------

起案	決済	発送	引継
----	----	----	----

[注意事項] ① 届出・通知者は太線内のみを記入してください。
② 遺跡の種類・現状・時代及び工事目的欄は、該当事項を○で囲み、該当項目のない場合は()内に記入してください。

第V章 関係法令

文化財保護法（抜粋）（昭和25年法律第214号）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第6章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第一項の通知があった場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第2項の命令は、第一項の届出があった日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなってはならない。

6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があった日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかった場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執った場合を除き、第1項の届出がなされなかったときも、同様とする。

9 第2項の命令によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第97条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があった場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第98条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第1項の場合には、第39条（同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。）及び第41条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第100条 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもって足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第101条 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第102条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとは認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第103条 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があったときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第104条 第100条第1項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

- 第105条 第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財(前条第1項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。
- 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
 - 第1項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。
 - 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項の規定を準用する。
 - 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

- 第106条 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。
- 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第104条に規定する報償金の額から控除するものとする。
 - 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

- 第107条 都道府県の教育委員会は、第105条第1項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。
- 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第105条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

- 第108条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする

第12章 補 則

第3節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

- 第182条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。
- 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
 - 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

- 第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一～五 (略)

- 第92条第1項(第93条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第92条第2項の規定による指示及び命令、第93条第2項の規定による指示、第94条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議、同条第4項の規定による勧告、第96条第1項の規定による届出の受理、同条第2項又は第7項の規定による命令、同条第3項の規定による意見の聴取、同条第5項又は第7項の規定による期間の延長、同条第8項の規定による指示、第97条第1項の規定による通知の受理、同条第2項の規定による通知、同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告

2 (略)

- 都道府県又は市の教育委員会が、第1項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第94条第1項から第4項まで又は第97条第1項から第4項までの規定によるものを行う場合には、第94条第5項又は第97条第5項の規定は適用しない。
- 都道府県又は市の教育委員会が第1項の規定によってした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第2条第8項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一・二 (略)

三 第1項第六号に掲げる第96条第2項の規定による命令 同条第9項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。

7 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第1項の規定によってした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

遠賀町文化財保護に関する条例 (昭和61年3月31日条例第13号)

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び福岡県文化財保護条例(昭和30年福岡県条例第25号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で遠賀町の区域内に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて町民の文化向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条に規定するもののうち、町の区域内に現存し、公衆の性格を保持し、将来とも町内に存在することにより、町民の文化的向上に価値を有するもので、国及び県の文化財指定を受けたもの及び国、県指定文化財以外の文化財で町にとって特に重要なものをいう。

(所掌事務の委任)

報 告 書 抄 録

ふりがな	おんがちょうないいせきぶんぶちょうさほうこくしょ							
書名	遠賀町内遺跡分布調査報告書							
副書名								
シリーズ名	遠賀町文化財調査報告書							
シリーズ番号	第19集							
編著者名	平野 隆之							
編集機関	遠賀町教育委員会							
所在地	〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀 513							
発行年月日	西暦 2013年3月31日							
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村 遺跡番号		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
おんがちょうないいせき 遠賀町内遺跡	福岡県 遠賀郡 おんがちょう 遠賀町	40384				20111122 ～ 20120315		遺跡詳細分布 調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
要約	1993年に作成した遠賀町内遺跡分布地図の内容を更新したもので、町内に所在する埋蔵文化財包蔵地と開発時の取り扱いに関する手続き、関係法令等を掲載している。							

遠賀町内遺跡詳細分布調査報告書

遠賀町文化財調査報告書第19集
平成25年3月31日

編集 遠賀町教育委員会
福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

発行 有限会社 青雲印刷
福岡県北九州市小倉北区清水1丁目8-7

第3条 この条例の遂行に関する所掌事務は、教育委員会が行うものとする。

(教育委員会の任務)

第4条 教育委員会は、第1条の目的達成のため下記に掲げる事業を行う。

- (1) 文化財の保存並びに活用に関すること。
- (2) 文化財の調査、研究に関すること。
- (3) 未指定文化財の国、県指定推進に関すること。
- (4) 文化財の町指定及び解除に関すること。
- (5) その他目的達成に必要な事項

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第5条 教育委員会は、この条例の執行にあたっては関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第6条～第12条 (略)

(現状変更等の制限)

第13条 町指定文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な措置をとる場合でその影響が軽微である場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は別に定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合においてその許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

第14条 (略)

(所有者変更に伴う権利義務の継承)

第15条 町指定文化財の所有者を変更したときは、新所有者は、当該町指定文化財に関し、この条例に基づいて行う教育委員会の勧告、指示その他処分による旧所有者の権利義務を継承する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該町指定文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

(文化財保護委員会の設置)

第16条 (略)

(所有者、管理者、町民等の協力)

第17条 教育委員会が行う文化財の保存及び活用の措置に対して所有者、管理者及び町民は、文化財が貴重な国民的遺産であることを認識し、誠実に協力しなければならない。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。